

第2章 介護・訓練等給付 - 訪問系サービス

I. 居宅介護(ホームヘルプサービス)

「居宅介護」とは、「障害者につき、居宅において入浴、排せつ又は食事等の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること」(法第5条第2項)である。

上記条文にある厚生労働省令で定める便宜とは、「入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助」(規則第1条の3)である。

1. 基本的事項

(1) 対象・要件：障害支援区分1～6

(2) 居宅介護の類型と単位

種類	単位数
身体介護	392 単位／時間
家事援助	191 単位／時間
通院等介助(身体介護を伴う)	392 単位／時間
〃 (身体介護を伴わない)	191 単位／時間
通院等乗降介助	98 単位／回

※ ここでいう単位は平成30年度時点の報酬請求時の単位である

身体介護と家事援助は30分単位(家事援助は最初の30分以降は15分単位)であるが、30分の間に両方の類型が含まれる場合、主となる支援内容がどちらかにより、身体介護中心・家事援助中心と分けられる。たとえば、「排せつ介助を行った後に簡単に便器を清掃する」ような場合は身体介護中心となり、「本人を隣部屋に移動介助した後に掃除を行う」ような場合は家事援助中心という考え方である。

(3) 支給基準(1ヶ月あたり)と留意事項

支給基準条件	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児	重度包括対象
介護保険対象	2,930	3,790	5,580	10,480	16,780	24,150	—	42,560
共同生活援助利用	—	—	—	3,550	5,620	9,180	—	69,830
日中活動利用	2,930	3,790	5,580	10,480	16,780	24,150	—	69,830
条件なし	2,930	3,790	5,580	10,480	16,780	24,150	9,420	69,830

- ① 身体介護、家事援助等の類型を問わず、居宅介護としての月合計(単位)の基準である。
- ② 支給決定は、身体介護、家事援助等の類型ごとに、1ヶ月あたりの時間数を決定する。また、通院等乗降介助以外は、1回あたりの利用時間(最大値)を併せて決定する。
- ③ 1人の利用者に対して1事業所から複数人の従業者が連続して派遣された場合、1回のサービス提供として算定する。なお、同じ時間に派遣された場合、2回のサービス提供として算定する。

例：9:00～10:00 がヘルパーA、10:00～11:00 がヘルパーB → 2時間1回

9:00～10:00 にヘルパーAとヘルパーB → 1時間2回

- ④ 準備や片付け・記録作成等の直接支援を行わない時間はサービス提供時間に含めることは出来ない。
- ⑤ サービス利用計画に基づくサービスの提供を前提としていることから、したがって、事前の申請がなく計画に位置づけられていないサービスを利用した場合については、原則として支給の対象外であり、その結果、現支給量を超過した場合であっても遡及して增量することはしない。
- ⑥ 1日に同類型の居宅介護を複数回算定する場合、原則として2時間以上間隔を空けない計画の場合は、1回あたりのサービス利用時間を合算する必要がある。ただし、事業者が異なる場合は間隔が2時間未満であってもこの考え方を適用しない(報酬算定上の考え方であって、支給決定を制限するものではない)。

例：9:00～10:00 が身体介護、10:30～11:00 が家事援助、11:30～12:30 が身体介護

→ 身体介護が2時間1回、家事援助が30分1回(身体介護は1時間2回ではない)

※ 通院等介助は、自宅(起点)から自宅(終点)が一連のサービス提供のため、往復合わせて1回のサービスとして取り扱う。そのため、医療機関に滞在する時間(いわゆる「中抜け時間」)については、この考え方を用いない

- ⑦ 身体介護、通院等介助及び通院等乗降介助の適用関係については、【厚生労働省「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて(平成20年4月25日障障発第0425001号)】を参照のこと。

(4) 利用する場所について

- ① 利用者の居宅での利用に限る。日中活動の場(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・作業所等)、余暇活動、レスパイト、職場、学校、入院中の病院等への派遣は不可。また、一時的な居住の場(帰省中の実家、旅行の宿泊先等)についても不可。

※ 居宅であっても本人不在時の家事や、保護者不在時の児童への介護は不可(あんしんサポートで対応出来る場合もある)。

- ② 通院等介助は居宅を起終点とするため、日中活動の場等を起終点とすることは原則できない。

(5) 他サービスとの関係

- ① 重度訪問介護:居宅介護と重度訪問介護との併用は原則不可。 ※詳細は重度訪問介護の項参照

- ② 日中活動系サービス(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援):日中活動系サービス利用日のその一般的な提供時間(8:30~17:00)は訪問系サービスを原則として利用できないが、日中活動系事業者の事情等で必要な場合、8:30~9:30、16:00~17:00の利用は区の判断により可能。

- ③ 施設入所支援:施設入所支援、日中活動系サービスのいずれも利用していない期間においてのみ利用可能。具体的には週末、夏季・冬季の一時帰宅時において、入所施設が作成した一時帰宅時の個別支援計画を提出してもらい、内容を精査した上で支給の可否を判断する(第4章III.参照)。なお、この場合は、施設入所支援に係る請求は加算を含めて全て行うことが出来ない。

- ④ 共同生活援助:利用時間中は原則として居宅介護の利用はできない。

※1 通院等介助については一部支給可能(通院等介助の項参照)。

※2 外部サービス利用型共同生活援助を利用する者については、身体介護を利用することが出来る。ただし、通常の身体介護の支給決定ではなく、共同生活援助の受託居宅介護として支給決定する(詳細は第4章を参照)。

※3 共同生活援助、日中活動系サービスのいずれも利用していない期間(帰省中等)においては制度的には利用可能。

2. 類型別の内容及び留意点

(1) 身体介護

- ① サービス内容と算定基準

内 容	時間(分)	限 度	区分の係数
入浴	30	1日 1回	区分3以上の者は左記の時間に次の係数を掛け合せた時間まで算定可能 区分3 × 1.2 区分4 × 1.5 区分5 × 1.8 区分6 × 2.0
排せつ	15	1日 10回	
食事	30	1日 3回	
衣類着脱	15	1日 2回	
清拭・洗髪	30	1日 1回	

※ 1回のサービスにつき3時間以内を基本とする。

※ 請求上、最低で20分以上の提供があれば「所要時間30分未満」にみなすことが出来る。ただし、夜間・深夜・早朝及び緊急時対応の場合を除く。

ア 水分補給、体位交換、服薬介助等 : 内容精査の上10分程度から算定

イ 気晴らし程度の散歩介助は含まれるが、散歩目的による時間算定は不可

ウ たんの吸引 : 適切な医療管理の下で患者との合意があれば行為としては可能だが、たんの吸引を目的とした時間算定は不可(④参照)

エ 短期入所利用のための送迎：以下の場合に身体介護として特例的に認めるが、いずれの場合も居宅における短期入所利用のための準備等を含む一連の行為とみなして支給する。迎えの場合も、移動中の介護に連続して帰宅後に居宅における介護が必要であれば一連の行為とみなして支給する。

- ・重度心身障害児者、全身性障害児者、行動援護対象者、自閉症と認定された者(医師の診断等による)で、短期入所利用のため、保護者等が運転する車内等において常時の介護を必要とする場合(保護者等が付き添わない場合は対象外)。

※ 保護者等とは、親族であり、本人の情報を正確に伝達できる者を指す。

- ・単身の障害者であって、常時介護が必要な場合。

なお、上記以外では、保護者等のレスパイト目的で利用する場合は、送りのみ特例的に利用を認めるが、それ以外は原則不可。

また、短期入所事業所で送迎を実施するのであれば、当該送迎を利用するものが原則である。

② 対象とならないもの

ア 医療行為、リハビリ等の訓練等行為

※ 医療行為の例外:体温測定(腋下・外耳道)、専門的判断を要しない軽微な傷等の処置(ガーゼ交換含む)、皮膚への軟膏塗布・湿布貼付、一包化された内服薬の内服、等々

【医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(平成17年7月26日付け厚労省発出通知)】

イ 行動の抑制や拘束

ウ 身体介護を伴わない通院等介助については、通院前後に身体介護の算定はできない。

※ 身体介護を伴う通院等介助であれば、前後において居宅で通院とは直接関係ない身体介護を30分～1時間以上の算定が可能。

③ 複数人派遣

ア 体重が著しく重くヘルパー1人での介護が困難な場合(原則、体重60kg以上。ただし、座位保持・立位保持のいずれかが「全面的な支援が必要」な場合は原則40kg以上)、環境条件や利用者の障害状況から、複数ヘルパーの必要性を判断する。

※ ヘルパーの体力・力量によって左右される部分を補完するための2人派遣は認められない。

イ 対象となる支援は、原則的に入浴介助及び階段での移動を伴う移乗とする。

(例)エレベーターのないマンション等居住者で、階段等介護が1人で困難な場合

ウ 支給時間の算定は、例えば3時間2人派遣なら $3 \times 2 = 6$ 時間算定する。

※ 【平成30年3月22日付け厚生労働省告示第88号】において、2人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次の一から三までのいずれかに該当する場合とする。この取扱いについて、二又は三に該当する場合は区が要件を確認すること。

一 障害者等の身体的理由により1人の従業者による介護が困難と認められる場合

二 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

三 その他障害者等の状況等から判断して、第1号又は前号に準じると認められる場合

④ たんの吸引について：平成24年4月1日に社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、それまでは適切な医学的管理の下で、患者と同意があれば、医師、看護職員又は家族以外の者がたんの吸引を行うことが認められていたのが、喀痰吸引に係る研修を修了した従業者(介護福祉士及び介護福祉士以外の介護職員)が属する都道府県に事業実施登録をした事業所のみが提供するようになった(従前より行っていた者に対する経過措置有り)。

※ 介護福祉士は平成27年4月1日以降であれば、養成カリキュラムを経て提供できる。ただし、別途研修を一定程度受けければ提供してよい。

(2) 家事援助

① サービス内容と算定基準

内 容	時間(分)	限 度
調理	30	1日 3回
衣類洗濯・補修	30	2日 1回
掃除・整理	30	2日 1回
買い物	30	1日 1回

※ 調理は複数回分まとめて行うとして算定可能。

※ その他(代読・代筆、郵便の投函、電話・来訪者への対応等)は内容を精査して10分を単位として算定する。ただし、代読・代筆は日常生活において必要不可欠な郵便・通信関係物(公的手続き、税金・公共料金の支払等)のみを対象とし、私信や書籍・雑誌等の代筆・代読は対象外である。また、報酬算定時間内の余分な時間を用いて行うこととし、代読・代筆を目的とした支給決定は出来ない。なお、私信や書籍・雑誌等の代読・代筆はあんしんサポート事業で一部対応可能。

※ 1回のサービスにつき1.5時間以内を基本とする。

※ 請求上、最低で20分以上の提供があれば「所要時間30分未満」にみなすことが出来る。ただし、夜間・深夜・早朝の場合を除く。また、30分を超えた場合は15分単位で支給決定をすることが出来る。

② 対象とならないもの

ア 本人の外出時の清掃等、本人不在時の利用

※本人在宅中に身体介護と家事援助を同時に利用することはできない。

イ 本人が同行する買い物 ※必要があれば他の移動系サービスでの対応だが対象要件を確認すること

ウ 大掃除・草むしり・ペットの世話等、日常の範囲を超えたサービス

エ 金銭管理

オ 家族へのサービス。掃除は本人居室のみ、洗濯・調理も本人分のみであり、子どもの世話や家族全員分の家事は不可。

※ ただし、利用者本人が子どもの保護者で、他に同居する子どもへの家事を行う者がいない場合、中学生以下の子ども分の掃除・洗濯・調理については、本人への家事援助と一体的に提供することができる。なお、「家事を行う者がいない」とは、家事を行う能力がない者しかいないことを指し、能力がある者が家事を行う時間がない場合と言う意味ではない。

③ 同居親族がいる場合の家事援助

・ 同居家族がいる場合には、その家族が家事を行うことが想定されるため、基本的には家事援助の支給は認められないが、その家族が障害や疾病等により家事を行うことができない場合については、ケア会議等において必要性を精査した上で支給することが可能。

・ 同一世帯において、介護保険や障害福祉サービスによる家事援助を利用する者がいる場合、共有事項の調整を計る(家族全体のサービスが分かるようにして判断する)。

例:・2人の必要とする介護が同等な状況であって、かつ共有部分の利用頻度が同等の場合

→必要なサービス量を2人で按分

・これまで親が介助していたが、親が介護保険対象となって本人の介助ができなくなった場合

→親の介護保険で対応

・ 障害者が主に使う、汚してしまう(高齢者はトイレを使用しない等)場合

→障害福祉サービスで対応

・ 呼吸器系疾患により頻繁な清掃が必要な場合

→サービスを利用する必要性の高い対象者の該当する制度で対応

・ 共有部分への家事援助は原則認められないが、同一世帯員が要介護認定か障害支援区分認定を受けている者と中学生以下の子どもで構成される場合には、共有部分の掃除や共有物の洗濯等も可とする。この場合、家事をできる者がいないことが必須であり、時間的に余裕がないために家事が出来な

いといった理由では利用できない。

(3) 通院等介助

通院及び公的機関への相談や手続の外出が対象となり、身体介護を伴う場合と身体介護を伴わない場合を区別して支給決定する。

① 対象となる外出の範囲

- ・ 医療機関への通院(治療や機能維持等を目的とする通院であり、単なるマッサージ等は対象としない)
- ・ 公的機関での手続きや相談
- ・ 相談支援事業所での相談、及び施設見学のための移動介助

② 身体介護を伴う者の対象判断

障害支援区分2以上で、かつ障害支援区分の認定調査項目においてア～オの1つ以上にあてはまるもの

ア 歩行:「全面的な支援が必要」
イ 移乗:「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
ウ 移動:「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
エ 排尿:「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
オ 排便:「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

③ 適用範囲

- ・ 自宅を起終点とした利用が原則。日中活動系サービスの場等を起終点とする利用や片道のみの利用は不可。
※ 入退院の場合及び家族による片道の送迎がある場合は、例外として片道での利用を認める。片道を本人単独で通院する場合には、片道での利用は認められない。
- ・ 通院のための準備や帰宅後の身体介護20～30分は通院等介助(身体介護を伴う)として算定。
※ 通院等介助(身体介護を伴う)の前後に通院とは直接関係のない身体介護30分～1時間以上を要する場合は身体介護として算定(身体介護を伴わない場合は算定不可)
- ・ 医療機関内は基本的にサービス対象外であり、医療機関が患者の支援をすべきであるが、受診手続、投薬受け取り等に限っては30分以内で算定可能(待ち時間を含めてよい訳ではない。また、全員が30分算定できるのではなく、実際に要した時間に応じる)。
- ・ 単なる待ち時間は算定対象外(混雑や渋滞による待ち時間も含む)。声かけや誘導、排せつ介助等、具体的な支援が必要な場合は区が要件を確認する。
- ・ 医療機関における診察室内での介助は医療機関の業務であるため、通院等介助の算定対象外。

④ 共同生活援助利用者の通院等介助

共同生活援助利用者は居宅介護・重度訪問介護(居宅)は原則として利用できないが、通院等介助については、次の要件全てを満たす場合、月2回を限度として利用可能(知的障害、精神障害にかかる定期通院は対象外)。

- ・ 障害支援区分1以上
 - ・ 慢性疾患等(特定疾患療養管理料対象疾患。例として糖尿病、不整脈、心不全、胃潰瘍等)に罹患し、医師の指示により定期通院が必要とされていること
 - ・ 個別支援計画に位置づけられていること
- ⑤ 複数人派遣(身体介護を伴う場合のみ適用。伴わない場合は利用できない)
- (1)③に準ずる。

(4) 通院等乗降介助

【平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて 平成20年4月25日付け障害発第0425001号 障害福祉課長通知】

従業者が自ら運転する自動車(福祉有償運送車両に限る)を用い、通院等時に利用者に対して乗降前後介助、乗降介助及び院内介助(受付、薬の受け取り等)を行う。なお、運転中は福祉有償運送で費用を徴収するため、この制度は算定対象外である。また、1つの移動先への移動につき1回のサービス提供とする。

決定は障害支援区分1以上であることが必要である。

(5) 障害児の居宅介護利用

障害児は保護者を伴う利用が原則。支給決定に際しては5領域11項目の調査を行い、支給の要否及び支給量を決定する。

① 身体介護(通常の子育てでも生じる困難さを補完するものではないので注意)

ア 当該児の体重が原則60kg以上で、保護者だけでの介護が困難な場合

※ 座位保持、立位保持のいずれかが「全面的な支援が必要」に相当する場合は体重が原則40Kg以上。

※ 入浴介助に限っては、座位保持、立位保持のいずれかが「全面的な支援が必要」かつ体重が原則20kg以上。

※ 気管切開等により人工呼吸器を利用している等、常時医療的ケアが必要な場合は、区が要件を確認する。

イ 障害児の保護者に重度の障害がある場合

ウ 保護者の出産(産前産後で合計3ヶ月を目安)・入院等により、他の家族との調整を図った上でなおかつ
障害福祉サービスの利用が必要と認められる場合

※ アの場合は保護者と2人で介護にあたる。保護者がいる状況でヘルパーを複数人派遣する場合は必ず区が要件を確認すること。イ・ウの場合は保護者もしくはそれに代わる親族が在宅している状況で介護にあたると思われる。

② 家事援助

児童への家事援助は原則不可とする。特殊な事情等により、どうしても必要な場合は区が要件を確認する。

③ 通院等介助

保護者が付き添わない利用は認められない。また、通院等介助における身体介護の有無については、障害者の判定基準に準じ、サービス提供時に「歩行」「移乗」「移動」「排尿」「排便」について介助が必要と想定されるかどうかによって判断した上で、次のいずれかに該当し、保護者の付き添いのみでは通院できない場合に支給可能。これ以外に必要な場合は区が要件を確認する。なお、以下の要件にかかるわらず、保護者に重度の障害がある場合や出産等により当該障害児の介護に当たれない場合は支給可能である(保護者に代わる親族が同行できる場合は原則対象外)。

・ 学齢児以上で、体重が原則60kg以上の児童

※ 座位保持、立位保持のいずれかが「全面的な支援が必要」に相当する場合は体重が原則40kg以上

・ 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理をしている児童

※ この場合は乳幼児も対象。体重による制限もない。

④ 育児支援

【障害者自立支援法上の居宅介護(家事援助)等の業務に含まれる「育児支援」について 平成21年7月10日付け国障害福祉課事務連絡】

育児をする親に重度の障害があることで身体機能的に子どもの養育が行えない場合等、障害に起因したニーズによって支援が必要なときに提供されるサービスとして位置付けられている。

ア 要件

障害支援区分1以上である者であつて次の項目全てに該当する場合、家事援助又は重度訪問介護の対象範囲として含めることができる。

・ 利用者(親)が障害によって家事や付き添いが困難な場合

- ・利用者（親）の子どもが一人では対応ができない場合
- ・他の家族等による支援が受けられない場合

イ サービス利用計画における算定基準

内容	基準時間
沐浴	1回 30分
授乳	1回 15分
乳児の健康把握の補助	1回 10分
言語発達の支援	1回 10分
保育所・学校への連絡援助	1回 10分

ウ その他、対象範囲に含まれる業務

- ・掃除、洗濯、調理（算定基準は、家事援助の基準による）
- ・通院介助
- ・通園支援（1日2回、原則1回あたり30分範囲内）

エ 支給決定プロセス

- ・ケース会議による育児支援の必要性の判断
- ・サービス調整会議による支給決定の可否の判断（障害計画課に事例報告を行う）

オ 留意事項

- ・障害に起因しない育児能力により生じるニーズやネグレクトによる支援の必要性等、障害が主たる要因とならない場合については、子ども支援の施策等による支援が受けられるよう、関係機関への調整を行う等必要に応じた支援を行い、ケース会議、サービス調整会議において他の施策の利用可否等を勘案しながら障害者施策による対応の妥当性について判断する。
- ・育児支援の対象となる子どもは基本的には乳幼児になるかと思われるが、掃除、洗濯、調理、通院介助等の支援については、当該児童の状況を把握した上で、支給可否の判断をする。
- ・通院介助については、保護者が付き添いの上でサービス利用をする。
- ・他の家族等による支援の可否について確認をし、同居家族がいる場合の家事援助等に留意する。

【参考】居宅介護と重度訪問介護

【重度訪問介護の適正な支給決定について(平成19年2月16日付け厚労省障害福祉課事務連絡)】

1. 居宅介護

居宅介護は、短時間(1回当たり30分～1.5時間程度が基本)集中的に身体介護や家事援助などの支援を行う短時間集中型のサービスであり、その報酬単価については、所要時間30分未満の身体介護中心型など短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためのものである。

2. 重度訪問介護

重度訪問介護は、日常生活全般に常時の支援を要する重度肢体不自由者に対して、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護などが、比較的長時間にわたり、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものであり、その報酬単価については、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用(人件費及び事業所に係る費用)を勘案し8時間を区切りとする単価設定しているものである。

3. 重度訪問介護等の支給決定にかかる留意事項

(1) 重度訪問介護については、

- ・ 1日3時間以上の支給決定を基本とすること
- ・ 1日に複数回の重度訪問介護を行った場合には、これらを通算して算定することとしているが、これは、1日に提供されたサービス全体で見た場合に、「比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供」されているほか、1日に複数回行われる場合の1回あたりのサービスについても、基本的には、見守りを含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであり、例えば、短時間集中的な身体介護(見守りを含まない)のみが1日に複数回行われた場合に、単にこれらの提供時間を通算して3時間以上あるようなケースまでを想定しているものではないこと。

(2) このため、上記の重度訪問介護の要件に該当する者であっても、サービスの利用形態によっては、重度訪問介護ではなく居宅介護の支給決定を行うことが適切である場合があること。

II. 行動援護

「行動援護」とは、「知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること」(法第5条第5項)である。

上記条文にある厚生労働省令で定める便宜とは、「知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助」(規則第2条)である。

1. 対象・要件

次の全てに該当する者

- (1) 知的障害者又は精神障害者
- (2) 障害支援区分3以上
- (3) 行動関連項目10点以上 (認定調査項目による判定は市町村が行う)

行動関連項目	0点			1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない			2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない
説明の理解	1. 理解できる			2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない
大声・奇声を出す 異食行動 多動・行動停止 不安定な行動 自らを傷つける行為 他人を傷つける行為 不適切な行為 突然的な行動 過食・反吐等	1. 支援が不要 2. 稀に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上の)支援が必要	
てんかん	1. 年に1回以上			2. 月に1回以上	3. 週に1回以上

※ 児童の場合は行動関連項目要件のみで、保護者からの申し出等により判定可能。

※ てんかんの項目は、障害児については保護者の申し出等により判定可能である (障害者については、認定調査項目による)。

2. 支給基準と単位

(1) 単位

種類	単位数
行動援護	402 単位／時間

※ ここでいう単位は平成30年度時点の報酬請求時の単位である

(2) 支給基準(1ヶ月あたり)と留意事項

支給基準条件	区分3	区分4	区分5	区分6	障害児	重度包括対象
共同生活援助利用	2,440 単位	2,440 単位	2,440 単位	2,440 単位	—	69,830 単位
日中活動利用	11,290 単位	14,690 単位	18,660 単位	22,490 単位	—	69,830 単位
条件なし	14,790 単位	19,930 単位	26,500 単位	34,440 単位	18,820 単位	69,830 単位

- ① サービスは日中であれば何時間でも決定してよいが、報酬算定上は「7時間30分以上」までしかない(それ以上利用しても1日当たりの報酬は変わらない)。
- ② 主に日中に外出するための制度であるため、居宅介護等のように時間帯の加算は無い。
- ③ サービス利用計画に基づくサービスの提供を前提としていることから、したがって、事前の申請がなく計画に位置づけられていないサービスを利用した場合については、原則として支給の対象外であり、その結果、現支給量を超過した場合であっても遡及して增量することはしない。
- ④ 請求上、最低で20分以上の提供があれば「所要時間30分未満」にみなすことが出来る。
- ⑤ 準備や片付け・記録作成等の直接支援を行わない時間はサービス提供対象時間に含めることは出来ない。

い。

3. 内容

著しい行動障害があつて常時介護を要する知的障害者、精神障害者の外出時の支援である。移動に伴う介護行為として、身体介護(食事・排せつ・着脱等)、案内、本人の依頼による金銭授受等を含む。

- (1) 外出の起終点 : 居宅を起終点とする。通所先や外出先を起終点とする利用は不可。
- (2) 通院介助 : 行動援護に該当する者の通院介助は行動援護で行う。待ち時間も算定可能。ただし、診療・治療時間は算定不可。
- (3) 病院への入退院 : 特例的に片道利用を認める。
- (4) 医療機関入院中 : 入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は利用可能(入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取り扱いについて 平成28年6月28日付け障障発第0628第1号)。
- (5) 共同生活援助利用者の利用 :
共同生活援助の利用者であつても対象者は行動援護の利用が可能。次の点に留意。
 - ① 知的障害又は精神障害にかかる定期通院については、その障害特性から当然想定される通院であるため行動援護の支給はしない。
 - ② 帰省時の利用は、「ホームから目的地を経て居宅(実家)」、「居宅(実家)から目的地を経てホーム」及び週末帰宅時における「居宅(実家)から目的地及び目的地から居宅(実家)」と言ったように、間に必ず他の目的地を挟むのであれば利用可能。「ホームから居宅(実家)」、「居宅(実家)からホーム」と言ったような、「家」→「家」の移動は不可。
- (6) 共同生活援助以外の他のサービスとの併用 : 居宅介護に準じる。
- (7) 対象とならない外出
 - ① 自宅を起終点としない外出 (日中活動場所・外出先を起終点とすることはできない)
※ 移動支援は居宅を起終点としない外出も可能 (第6章I.4.(1)⑦ 参照)
 - ② 学校への通学、日中活動系サービス等への通所といった、通年かつ長期にわたる外出
※ 通所・通学支援は利用検討ができる。(第6章参照)
 - ③ 日中活動系サービスと同等の活動への参加のための外出(食事・レクリエーション等の介護や余暇活動を一定場所において集団で行うようなもの)
※ サービス提供事業者やその関係者が主催しないイベントとして開催されるハイキングや学習会などは可
 - ④ ギャンブル、飲酒を伴う外出
 - ⑤ 宗教活動・政治活動(個人演説会への参加を含む)、特定の利益を目的とする団体活動
 - ⑥ 職業活動・商売等
 - ⑦ ヘルパーが運転して外出する場合(本人を支援せずに運転に専念しているため)
 - ⑧ 複数の利用者を介護する場合
※ 移動支援はグループ支援の設定あり(第6章～参照)
 - ⑨ 資格・習熟を要するもの、危険を伴うもの、指導・訓練にかかるもの(スポーツ指導・プール指導等)。なお、浴場やプール等では更衣室までは対象。

4. その他留意事項

(1) 短期入所利用時の送迎

短期入所利用時の送迎については、行動援護対象者であつても行動援護ではなく、居宅介護(身体介護)で対応することになるので注意 (I.2.(1) 参照)。

(2) 付き添い費用

- ・ 移動に伴う交通費・チケット代 : ヘルパーの分も利用者に負担を求めることができる。

※ ヘルパーの食事代は事業者負担。ただし、席料など飲食費を伴わないと介護できない場所等の利用に伴い発生する料金がある場合は、利用者の了解の下に負担を求めることができる。

- ・事業者の実施地域を越えて出発地がある場合：出発地までの交通費を利用者に求めることが出来る。

(3) 複数人派遣

- ・体重が著しく重く、かつ行動障害が激しいため一人での介護が困難な場合、環境条件も勘案して判断する。

※ 具体的には、原則体重60kg以上、行動関連項目の合計点数15点以上が目安

- ・支給決定時間数：例えば3時間2人派遣の場合は、3時間×2人=6時間と算定

(4) 身体介護等との連続利用【平成18年11月6日付け18川健障計第472号川崎市健康福祉局障害保健福祉部長通知】

- ・行動援護に含まれる介護(食事・排せつ・着脱・整容等)は前後2時間以上の間隔を空けなければ身体介護として算定できない(行動援護を利用して帰宅後、2時間以上経過しなければ身体介護を利用できない)。
- ・入浴・清拭については行動援護に含まれないため、2時間の間隔を空けなくても算定可能。
- ・あんしんサポートは前後2時間を空けないと算定不可(見守りは行動援護に含まれるため)

(5) 重度訪問介護利用に向けての利用【平成26年3月7日障害保健福祉関係主管課長会議】

平成26年度より知的障害者及び精神障害者で行動障害を有する者が重度訪問介護を利用できるようになつたが、利用にあたっては行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を行う必要がある。

そのため、このアセスメント等に必要であるとサービス等利用計画等から確認できる場合に限り、計画等に定められた必要な期間において、居宅内での行動援護の利用を可能とする。

5. 児童の行動援護

- (1) 対象児の判断(行動関連項目10点以上については市町村が保護者からの聴き取り等で判定する(てんかんについての医師意見書は不要)
- (2) 保護者のみでは行動コントロールが困難な次のような場合に、保護者を伴って利用することが原則
 - ① 体重が著しく重い（原則、体重40kg以上）
 - ② 行動障害が著しく激しい（原則、体重20kg以上で行動関連項目で15点以上）
- (3) 原則として小学校1年生以上から利用可能。中学卒業後の4月からは付き添えない理由を問わず、単独で利用可能
- (4) 乳幼児は対象外だが、やむを得ない事情がある場合は区が要件を確認する
- (5) 小学校1年生以上の児童は、保護者等が疾病等により付き添えない場合に限り、単独利用可能(診断書が必要)

※ 疾病等とは、保護者が出産や入院、重度の障害等により障害児の養育にあたることが物理的に不可能になった状況のことであるため、風邪等の家族間で対応調整がつくような程度の疾病等の場合は含まない。

※ 外出の必要性については、当該障害児の年齢等を考慮し、社会通念上必要と認められるものであるか十分考慮の上、支給決定する。

III. 重度訪問介護

「重度訪問介護」とは、「重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要する者につき、居宅又はこれに相当する場所として厚生労働省令で定める場所（病院等）における入浴、排せつ又は食事等の介護の介護その他の厚生労働省令で定める便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与すること」（法第5条第3項）である。

※上記条文にある厚生労働省令で定める便宜とは、居宅介護と同じ（規則第1条の3）

1. 対象・要件

(1)(2)のいずれかに該当する者。

(1)以下の3項目全てに該当する者

- ・障害支援区分4以上
- ・二肢以上の麻痺がある

※ 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において2肢以上が「ある」に認定(軽、中、重のいずれかにチェックされていること)。なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準じる取扱いとする。

- ・障害支援区分の認定調査項目の「歩行」「移乗」「排尿」「排便」の全てが「支援が不要」以外

(2)以下の3項目全てに該当する者

- ・障害支援区分4以上
- ・障害支援区分認定調査における行動関連項目（12項目）で10点以上
- ・サービス等利用計画に基づき、行動援護事業者等によるアセスメントが実施され、サービス担当者会議等で事業者等の連携が図られた上でサービス利用が適切と認められ、サービス等利用計画に利用が盛り込まれている

原則として18歳以上が対象であり、障害児については利用できないが、児童福祉法第63条の3の規定により児童相談所長が重度訪問介護を利用する事が適当であると認め、区長に通知した15歳以上の障害児も利用可能（支給決定プロセスは障害者と同様）。

2. 支給基準と単位

(1) 単位

種類	居宅部分	居宅+移動加算
重度訪問介護その他決定	区分4・5	184単位／時
重度訪問区分6該当者決定	区分6	200単位／時
重度訪問重度包括対象者決定	重度包括対象	212単位／時

※ ここでいう単位は平成30年度時点の報酬請求時の単位である

(2) 支給基準(1ヶ月あたり)

支給基準条件	区分3	区分4	区分5	区分6	重度包括対象
介護保険対象	—	16,020単位	16,020単位	16,020単位	42,560単位
共同生活援助利用	—	8,060単位	10,340単位	16,370単位	69,830単位
日中活動利用	11,690単位	15,100単位	19,350単位	26,720単位	69,830単位
条件なし	21,500単位	26,920単位	33,740単位	48,110単位	69,830単位

3. 内容及び留意事項

常時介護を要する重度の肢体不自由者又は行動障害を有する者を対象に、居宅内における排せつ・食事等の身体介護、調理・洗濯等の家事援助及び通院を含む移動中の介護を一体的に提供するサービスで、見守りを含む。

(1) 利用時間：身体、家事、見守り、移動、通院等介助の合計時間が1日3時間を最低限とし、1日8時間程度を標準とする。

【重度訪問介護の適正な支給決定について(平成19年2月16日付け厚生労働省障害福祉課事務連絡)】

(2) 移動に関する取扱い

① 支給決定は移動部分を含む1ヶ月の利用時間で決定し、移動部分の時間数は加算として別途決定する。

例：居宅部分 10時間、移動部分 10時間

- ・ 基本決定(区分6該当者、重度包括支援対象者) 20時間
- ・ 移動中介護加算 10時間

② 対象とならない外出については行動援護に準じる。

(3) 通院等介助：行動援護に準じる。

(4) 医療機関入院中：入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は利用可能(入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取り扱いについて 平成28年6月28日付け障障発第0628第1号)。

- ・ 障害支援区分6の者であって、日常的に重度訪問介護を利用しているが入院した場合には以下の支援内容に限り利用可能。支援内容としては以下となる。
- ・ 利用者ごとに異なる特殊な介護方法(例:体位交換)について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげる。
- ・ 強い不安や恐怖等による混乱(パニック)を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝達し、病室等の環境調整や対応の改善につなげる。

(5) 事業所の一本化：重度訪問介護を支給決定する際に、事業者を一本化することが原則

(6) 居宅介護との併用：原則不可

※ 事業所を一本化できない場合は、できる限り事業所を集約した上で、結果として1日3時間以下のサービスしか提供しない事業所が生じた場合は、当該事業者が提供する分については、居宅介護で支給決定可能。

(7) 複数人派遣：居宅介護の要件に加え、以下「(8)：同行支援」に該当すると判断する場合

(8) 同行支援：障害支援区分6の場合、事業所に新規に採用された新任従業者(利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者及び採用から6か月を経過した従業者は除く)に熟練従業者(対象受給者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該受給者へのサービスについて受給者から十分な評価がある重度訪問介護従業)が同行して当該受給者へサービス提供を行う事について、必要と認める場合

※ 同行支援に伴い支給量が増減するが、サービス等利用計画に変更はないため、サービス等利用計画(案)等は求めない。

※ 同行支援を認める場合は受給者証の重度訪問介護支給欄に、手書きで以下の記載を行う。

「同行支援可、(同行支援を認める新任従業者の数)人、新任従業者1人あたり〇〇時間〇〇分、適用年月日」

記載しきれない場合は同面予備欄等を用い、記載する時間数については、月当たりではなく総量を記載する。

(9) 所要時間：サービス利用計画に基づくサービスの提供を前提としていることから、事前の申請がなく計画に位置づけられていないサービスを利用した場合については、原則として支給の対象外であり、その結果、現支給量を超過した場合であっても遡及して增量することはしない。

(10) 共同生活援助との併用：共同生活援助事業者により介護サービスが提供されているため、共同生活援助利用時間中は原則として、移動の介護に係る部分のみ利用することができる(外出支援については、行動援護に準じる)。重度の身体障害者の共同生活援助事業者においては、医療的ケアや複数人対応等、同一時間帯において、支援が必要な場合が想定されることから、重度訪問介護での身体的介護を行うことができる。ただし、共同生活援助事業者における生活支援員との役割分担や決定における要件が必要なことから、内容を精査した上で支給可否の判断をすること(第4章参照)。

(11) 共同生活援助以外の他サービスとの併用：居宅介護に準じる

(12) 報酬算定：請求上、最低で40分以上の提供があれば「所要時間1時間未満」にみなすことが出来る。

※ 1日のサービス提供時間を通算して報酬算定する。なお、この場合の1日は午前0時から午後12時の24時間を意味し、日を跨いでサービス提供が行われた場合は、午前0時で時間を区切って時間を計算し、その後の時間は翌日提供のサービスとして計算する。

(13) 算定対象外時間：準備や片付け・記録作成等の直接支援を行わない時間はサービス提供対象時間に含めることは出来ない。

4. 児童の重度訪問介護

15歳以上で、児童福祉法第63条の3の規定により児童相談所長が重度訪問介護を利用するすることが適当であると認め、区長に通知した場合にのみ、当該児童を障害者とみなし、障害者と同様の手続きに沿って支給可否を決定する(第1章II. 3. (5)参照)。

IV. 同行援護

「同行援護」とは、「視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与すること」（法第5条第4項）である。

※上記条文にある厚生労働省令で定める便宜とは、「視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等（法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）につき、外出時において、当該障害者等に同行して行う移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助」（規則第1条の4）である。

1. 対象・要件

以下の2項目全てに該当する者

- ・ 同行援護アセスメント票(次々頁を参照)のうち、「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれかが1点以上
- ・ 同行援護アセスメント票のうち、「移動障害」が1点以上

2. 支給基準と単位

(1) 支給基準(1ヶ月あたり)と留意事項

支給基準
40 時間

※ 上記時間は基準時間であり、利用者の実態に即して支給決定時間を判断し、サービス利用計画案に位置づけたサービス量を支給量とする。また、上記時間は川崎市独自の時間であり、全国共通の時間ではない。

3. 内容及び留意事項

居宅(玄関)から目的地まで及び目的地から居宅(玄関)までの移動に関する介護を行うものである。移動に伴う行為として、身体介護(食事、排せつ等)、外出先における必要な視覚的情報の支援等が含まれる。なお、行動援護や重度訪問介護(移動)とは異なり、外出の準備は居宅介護等で対応をする。また、通院のみ及び病院以外の目的地を挟んだ通院についての外出も認める(介護保険で通院介助を利用できる者について、費用負担を理由とする制度移行は認められない。あくまでも視覚障害を起因として同行援護を利用するものが原則である)。

- (1) 利用時間：制限なし（事業所の運営規程等による）。
- (2) 外出の起終点：居宅以外も可。例えば、ヘルパーと駅で待ち合わせをする、片道利用する等。
- (3) 複数人派遣：区役所が要件を確認する(環境因子、障害因子より総合的に必要性を判断)
- (4) 医療機関入院中：行動援護に準じる。入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は利用可能（平成28年6月28日付け障障発第0628第1号）。
- (5) 対象とならない外出：行動援護に準じる(ただし、①及び③は可)。また、自宅でのサービスは不可。
- (6) 付き添い費用：行動援護に準じる。
- (7) 報酬算定：・1人の利用者に対して1事業所から複数人の従業者が連続して派遣された場合、1回のサービス提供として算定する。

例：9:00～10:00 がヘルパーA、10:00～11:00 がヘルパーB→2時間1回

・準備や片付け・記録作成等の直接支援を行わない時間はサービス提供対象時間に含めることは出来ない。

・1日に複数回算定する場合：原則として2時間以上間隔を空けなければならない(2時間以上の間隔が空かない計画の場合は、1回あたりのサービス利用量が合算時間になるので注意すること)。ただし、事業者が異なる場合は間隔が2時間未満であつたらこの考え方を適用しない(報酬算定上の考え方であつて、支給決定を制限するものではない)。

例 9:00～10:00 がヘルパーA、11:00～12:00 がヘルパーB、15:00～16:00 がヘルパーA→2時間1回、1時間1回

- ・請求上、最低で 20 分以上の提供があれば「所要時間 30 分未満」にみなすことが出来る。ただし、夜間・深夜・早朝の場合を除く。

(8) 共同生活援助との併用：行動援護に準じる。

(9) 共同生活援助以外の他サービスとの併用：居宅介護に準じる。

(10) 行動援護との相違

- ① 片道利用でも利用は可能(通所事業所等からは不可)
- ② 1日に複数回の報酬算定が可能(行動援護は1日の利用時間をまとめて算定するが、同行援護は2時間以上間が空けば別のサービス提供とする)
- ③ 単なる待ち時間については、算定不可(通院等介助と同様の規定)

4. 児童の同行援護

原則として保護者同伴で、小学 1 年生以上の障害児が保護者だけでの行動コントロールや案内が困難な場合に利用可能。小学 1 年生以上の障害児が、保護者等の疾病等により障害児に付き添ってサービスを利用することができない場合等、居宅介護と同様要件で利用可否の判断を行う。なお、中学校卒業後の 4 月以降は単独利用可。

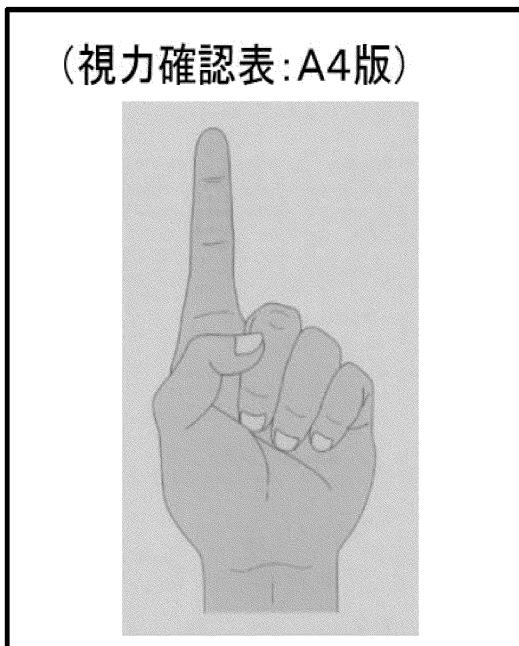
支給可否の判断は、障害者と同様に市町村が行い、障害児調査票（5 領域 11 項目）を用いて障害児支援区分の判定を行うこと。

【同行援護のアセスメント調査票】

	調査項目	0点	1点	2点	特記事項	備考
視力障害	視力	1. 普通(日常生活に支障がない)	2. 約1m離れた視力確認表の図は見ることができるが、目の前に置いた場合は見ることができない 3. 目の前に置いた視力確認表の図は見ることが出来るが、遠ざかると見ることが出来ない	4. ほとんど見えない 5. 見えているのか判断不能である	—	矯正視力による測定とする
視野障害	視野	1. 視野障害がない 2. 視野障害の1点または2点の事項に該当しない	3. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が90%以上である	4. 両眼の視野がそれぞれ10度以内であり、かつ、両眼による視野について視能率による損失率が95%以上である	視力障害の1点又は2点の事項に該当せず、視野に障害がある場合に評価する	—
夜盲	網膜色素変性症等による夜盲等	1. 網膜色素変性症等による夜盲がない 2. 夜盲の1点の事項に該当しない	3. 暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある	—	視力障害又は視野障害の1点又は2点の事項に該当せず、夜盲等の症状により移動に著しく困難を来たしたものである場合に評価する。必要に応じて医師意見書を添付する	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する
移動障害	盲人安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行	1. 慣れていない場所であっても歩行ができる	2. 慣れた場所での歩行のみでできる	3. 慣れた場所であっても歩行ができない	夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとする	人的支援なしに、視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断する

注1. 「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等をいう

注2. 「歩行」については、車いす等による移動手段を含む



※実物はA4サイズ

V. 短期入所(ショートステイ)

「短期入所」とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、その他の厚生労働省で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。(法第5条第8項)

(上記定める施設は、) 障害者支援施設、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設その他の次条に定める便宜の供与を適切に行うことができる施設とする。(規則第5条)

(上記便宜は、) 入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援とする。(規則第6条)

1. 対象・要件

(1) 福祉型短期入所 : ライブリー、れいんぼう川崎、桜の風、みずさわ、つばき寮、等

分類	要件
障害者	障害支援区分1以上
障害児	障害児区分1以上

(2) 福祉強化型短期入所

医療的ケアが必要な障害児者の受入れを支援するため、平成30年度制度改正により新設された。指定基準で看護職員を常勤で1人以上配置等する必要があり、事業所指定上の新しい類型。

(3) 医療型短期入所 : ソレイユ川崎、川崎市立川崎病院、川崎市立井田病院、川崎市立多摩病院、等

分類	要件
療養介護対象者 又は 重症心身障害児者	① 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 ② 区分5以上に該当し進行性筋萎縮症に罹患している者又は、重症心身障害児者(身体障害者手帳(肢体不自由)1級又は2級、かつ、療育手帳A1又はA2)
遷延性障害児者等	① 区分1(障害児区分1)以上に該当し、厚生労働大臣が定める基準(※1)に適合すると認められた遷延性意識障害児者又はこれに準ずる者(※2) ② 医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者

2. 支給決定

(1) 支給量 : 1ヶ月あたり7日

(2) 支給決定期間 : 1年(1回目の誕生月末)

(3) 7日を超えた支給決定

介護者の疾病等の社会的理由で7日を超えて必要がある場合は可能。ただし、必要期間のみであり、終了後7日に戻す。

※長期(連続)利用については、原則30日までを限度とする。

※年間利用日数については、1年の半分(180日)を目安とし、このことはサービス等利用計画に定められる。よってセルフプランを作成する場合には、同様に1年の半分(180日)を目安とすることを定めること。

(4) 支給できない場合

① 療養介護対象者や遷延性意識障害者・児を除き、医療的ケアが必要な場合

② 旅行、帰省等の場合において、行先での短期入所

※ ただし、緊急やむを得ない場合で、相手先事業所の承諾があれば支給可とする

3. 他のサービスとの併用

(1) 介護保険

介護保険優先のため、原則として利用できないが、介護保険施設に利用申し込みしているが受託施設が決まらず、緊急等やむを得ない事情のある場合は例外として利用可能。ただし、利用終了後は速やかに支給決定を取り消すこと。

(2) 日中活動系サービス

支給可能。平成21年の報酬改定により、日中活動を伴うサービス費が創設された。これにより、短期入所サービスには、終日短期入所を利用する場合と、日中は通所等利用する場合の2通りの利用が認められた。ただし、加算を算定する送迎サービスの利用は出来ない。

(3) 共同生活援助利用者

原則として利用不可。やむを得ない事情(バックアップ施設からの支援が困難、利用者同士のトラブルで一時的に隔離の必要がある、等)で必要な場合は区が要件を確認する。

(4) 入所施設利用者

① 施設入所支援の場合、原則として利用不可。

② 週末帰宅や夏季・冬季帰宅の際は原則として利用不可。

ただし、緊急的かつやむを得ない場合で、相手先事業所の承諾があれば支給可とする。

また、施設入所支援の利用者であって地域移行を目的としている者及び児童施設に入所する障害者で速やかな障害者施設への移行を希望している者は、支給決定可とする。

(5)訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び同行援護)

入退所当日に居宅で利用することは可能。ただし、送迎利用は居宅介護(身体介護)の利用要件に該当する場合以外は不可。

(6) 重度障害者等包括支援：包括サービスとして利用

(7) 日中支援事業

日中一時預かりは療育を含んだ支援であるため併利用可。日中短期入所は「宿泊を伴わない短期入所」であるため併利用不可。

4. 登録・利用申込

市内事業所は登録制度を実施。登録後に利用者は直接事業所に利用申し込みをすることができる。

(1) 登録制度を実施している市内事業所(平成30年4月時点)

障害者	15歳(中学校卒業)以上	・ライブリー　・つばき寮　・つつじ工房
	18歳以上	・柿生学園　・みずさわ　・れいんぼう川崎　・サポートセンターロンド　・桜の風(育桜、聖風)　・たじま　・こころん　・ひまわり荘
障害児(18歳未満)		・川崎市中央療育センター　・サポートセンターロンド
重症心身障害児者		・ソレイユ川崎

(2) 登録方法

- ① 登録申込書：利用者が必要事項を記載し事業所に提出する。複数事業所に利用希望する場合は各々の事業所に提出する。
 - ② 提出方法：利用者が事業所に持参、郵送又は各(地)区に送付を依頼することも可能。
 - ③ 登録は1回行えば、以後自動更新。ただし、短期入所の支給決定がなされている場合のみ有効。
 - ④ 登録に際し、面接や本格的な利用に先立つ体験利用を実施する施設もある。
 - ⑤ ソレイユ川崎の登録は、事前にソレイユ川崎で診察(要予約)が必要。
- ※ 市外事業所で短期入所を利用する場合も登録を求めるところもある。この場合は、各事業所で定められた方法により利用者が直接登録手続を行うこと。

(3) 利用申込(予約)：利用者が登録した事業所に直接電話等で申し込む。

- ※ 通常2ヶ月前から予約受付する事業所が多いが要確認。
※ 支給決定されている日数を超える利用が必要な場合は利用予約の他、各(地)区に支給量変更申請が必要。

5. 病院

登録制ではなく、下記による方法で利用する。なお、利用対象は原則重症心身障害児である。

- ① 市立川崎病院・市立井田病院：更生相談所へ申し込み(更相が利用調整)
- ② 市立多摩病院・川崎協同病院：利用者から事業所に直接申し込み

6. その他

(1) 緊急時等の斡旋調整

登録事業所に空きがない場合や、緊急時で利用者から斡旋の依頼があった場合には、次の機関が他の事業所を紹介し、調整を図る役割を担う。

- ① 障害者：各(地)区
- ② 知的障害児：児童相談所
- ③ 重症心身障害児：一定期間利用するため児童福祉法による入所になる場合は児童相談所

(2) 短期入所時の送迎

原則、家族による送迎か短期入所事業所による送迎サービスを利用すること。送迎サービスを実施していない場合は、福祉有償運送等を利用する。重度訪問介護(移動)、同行援護及び行動援護等の移動支援サービスは利用できない。ただし、特例的に身体介護による対応ができる場合がある(I-2.(1)参照)。

(3) 宿泊を伴わない短期入所等

- ① 福祉型の利用者
地域生活支援事業の「日中短期入所」を利用する(詳細は、第5章III参照)。
- ② 医療型の利用
医療型のみ、日中のみの短期入所の利用が法定給付により認められている。ただし、そのような利用が可能かどうかは、事業所に確認を要する。

VI. 重度障害者等包括支援

※現時点では川崎市内に指定業者、利用者共に存在しない。

「重度障害者等包括支援」とは、常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要な程度が著しく高いものとして厚生労働省で定めるものにつき、居宅介護その他の厚生労働省で定める障害福祉サービスを包括的に提供することをいう（法第5条第9項）

（上記定める障害者等は、）常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものとする（規則第6条の2）

（上記定める障害福祉サービスは、）居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助とする。（規則第6条の3）

1. 対象・要件 ((1)(2)のいずれにも該当すること)

(1) 障害支援区分6以上であり、意思疎通が著しく困難であること

(2) ①②のいずれかに該当すること

①重度訪問介護の対象者であって四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、下記のいずれかに該当する者

ア 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者(筋ジストロフィー、脊椎損傷、ALS、遷延性意識障害、等を想定)で以下のすべてに該当する者(I類型)

(ア) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」においていずれも「ある」に認定(軽、中、重のいずれかにチェックされていること)。なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準じる取扱いとする。

(イ) 認定調査項目「1群 起居動作 寝返り(項目1-1)」において「全面的な支援が必要」と認定

(ウ) 認定調査項目「10群 特別な医療 レスピレーター(項目5-6)」において「ある」と認定

(エ) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション(項目3-3)」において「日常的に支障がない」以外に認定

イ 最重度知的障害者(重症心身障害者を想定)で以下のすべてに該当する者(II類型)

(ア) 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認

(イ) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」においていずれも「ある」に認定(軽、中、重のいずれかにチェックされていること)。なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準じる取扱いとする。

(ウ) 認定調査項目「1群 起居動作 寝返り(項目1-1)」において「全面的な支援が必要」と認定

(エ) 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション(項目3-3)」において「日常的に支障がない」以外に認定

② 強度行動障害者(III類型)

ア 「行動援護」対象者

イ 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション(項目3-3)」において「日常的に支障がない」以外に認定

ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上(障害児にあってはこれに相当する支援の度合い)である者

2. 支給基準(1ヶ月あたり)

基本	介護保険対象者
85,750 単位	42,560 単位

居宅介護等（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護を一体的に提供）、短期入所、生活介護等、共同生活援助、就労定着支援、自立生活援助について、サービス利用計画に基づき包括的に支給決定する。

なお、介護保険対象者に対する支給決定は、原則として身体介護、家事援助に係る部分を除いて行うこととする。支給決定に際しては、サービス利用計画に基づいて居宅介護等、短期入所、生活介護、共同生活援助、就労定着支援、自立生活援助の利用単位数を算定し、支給基準と対比した上で、所定の支給決定プロセスによって決定する。

また、重度障害者等包括支援による居宅介護等の単位は4時間801単位（夜間・早朝は25%加算、深夜は50%加算）、短期入所、共同生活援助の単位はそれぞれ最重度者に適用される単位を適用する。

3. 内容・留意点

- (1) 居宅介護等に加えて、短期入所、生活介護、共同生活援助、就労定着支援、自立生活援助を包括したものである。居宅介護等のサービスについては、4時間を一つの提供時間単位として捉え、その時間内において身体介護、家事援助、移動介護を分別せず、一体的に提供する。また、短期入所、生活介護、共同生活援助、就労定着支援、自立生活援助についても一体的に支給決定する。これらサービスについて個別支援計画を作成するとともに、サービス担当者会議を定期的開催する等し、ケアマネジメントを行いながら、包括的なサービス提供を図る。
- (2) 重度訪問介護とは異なり、移動中の介護についての加算は算定されない。
- (3) 重度障害者等包括支援は、支給決定単位数に基づく報酬額を、サービス提供実績に関わらず包括的に重度障害者等包括支援事業者に全額支払う。したがって、利用者負担は、サービス利用実績に関わらず支給決定単位数に基づく報酬額の1割となる。他の事業者と連携してサービス提供をする場合は、重度障害者等包括支援事業者から他の事業者に委託費を支払うこととし、これに対する別途の利用者負担は、食費等実費負担を除いて生じることはない。
- (4) 支給決定単位数分サービスを利用しなかった場合は、重度障害者等包括支援事業者に報酬が多く支払われ、利用者は多く利用者負担を支払うこととなるが、これに対する減額措置はなく、翌月以降、支給決定単位数を超えてサービスを提供、利用するときにこれを充てることができる。
- (5) 介護保険優先の考え方には、居宅介護と同様であるが、全身性障害者や最重度知的障害者等については、身体介護、家事援助に係る部分を除いて、重度障害者等包括支援を上乗せで支給することができる。なお、身体介護、家事援助に係る部分について上乗せをする場合には、支給基準に到達しているか否かを問わず、非定型的サービスの支給決定プロセスによる支給決定を行う。
- (6) 支給決定上の支給量の考え方について、サービス利用計画の作成等についての取扱いは、サービス必要量の算定基準は、居宅介護等に準じる。また、サービスの必要性が認められる場合であっても、サービスの確保の見通しがない場合は、サービスが確保できる範囲での支給量とする。（サービス管理責任者、提供職員の資格要件に注意する必要がある。）なお、移動介護にかかる部分については、原則として8時から20時までの間に利用とする。
- (7) 支給できない場合、同一世帯複数人派遣は居宅介護に準じる。
- (8) 同一時間帯での利用制限は、居宅介護に準じる。
- (9) 居宅介護等、短期入所、生活介護、共同生活援助、就労定着支援、自立生活援助との併用はできない。
- (10) 重度障害者等包括支援は、居住支援も包括する事業であることから、施設入所支援等の利用者のいずれにあっても、重度障害者等包括支援を利用するすることはできない。入所施設利用者が一時的に居宅サービスを利用する場合は、これ以外のサービスについて支給決定を受けることとなる。
- (11) 重度障害者等包括支援は、共同生活援助も含んだサービスである。その際、共同生活援助に係る報酬単価は、重度障害者等包括支援における居宅介護等の単価とは異なることに留意する必要がある。なお、共同生活援助利用者については、重度訪問介護の利用対象外である者もいるので注意すること。

(12) 一月の支給量を一月のサービス利用に要する包括報酬の単位数として定めることから、サービス等利用計画案等を踏まえ、一月ごとの支給量を定める。

第3章 介護・訓練等給付-日中活動系サービス

I. 日中活動系サービスの種類

サービス名	給付種類	区分要件、他	暫定支給決定	標準利用期間	支給決定期間
生活介護	介護	区分3(50歳以上は2)以上 ※施設入所を伴う場合は区分4(50歳以上は3)以上	無	—	3年以内
自立訓練	機能訓練	訓練等	区分要件なし	有 18ヶ月 (一部36ヶ月)	1年以内
	生活訓練	〃	区分要件なし	有 24ヶ月 (一部36ヶ月)	1年以内
	宿泊型	〃	区分要件なし	有 24ヶ月 (一部36ヶ月)	1年以内
就労移行支援	一般型	〃	区分要件なし サービス利用開始時に65歳未満	有 24ヶ月	1年以内
	養成型	〃	区分要件なし サービス利用開始時に65歳未満	無 36ヶ月又は60ヶ月	1年以内
就労継続支援	A型	〃	区分要件なし サービス利用開始時に65歳未満	有 —	3年以内
	B型	〃	区分要件なし	無 —	50歳未満は1年以内 50歳以上は3年以内
就労定着支援	〃	区分要件なし、療養介護及び宿泊型自立訓練以外の日中活動系サービスから一般就労し、就労継続中の者	無	36ヶ月	1年以内
療養介護	介護	区分5・6、他に状態要件あり	無	—	3年以内
自立生活援助	訓練等	区分要件なし、障害者支援施設等、共同生活援助における共同生活住居、精神科病院、刑事施設等から、居宅へ移行し、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者	無	12ヶ月	1年以内

II. 共通基本事項 (生活介護・自立訓練(宿泊型を除く)・就労移行支援・就労継続支援)

※就労定着支援については、VII. を参照

※自立生活援助については、IX. を参照

1. 共通事項

(1) 支給基準 : 23日(平日毎日の利用)が基本

※ 国の指針上は、「原則の日数(各月の日数から8を引いた日数)」を上限としているため、本市においては、便宜的に最大日数である「23日」としている。よって、平日毎日利用でない場合は、その頻度に応じて必要な日数を決定することとなる。

(2) 標準利用期間

自立訓練及び就労移行支援には標準利用期間があるが、これは訓練が漫然と行われるのでなく効率的かつ効果的に行われること、長期化を回避すること等を趣旨として設定されているものである。そのため、原則的には当該

期間内に訓練を終える(効果を出す)必要がある。当該期間を超えて利用する場合は、延長することによる訓練効果が認められることを前提に、サービス調整会議での承認が必要である。なお、この場合は1年の範囲内で必要な期間のみ延長する(必ずしも1年の延長をするものではない)。

また、1つの事業所が提供する標準利用期間が設定されたサービスの全利用者の平均利用期間が、標準利用期間に6月を加えた期間を超える場合、利用者全員について報酬が減算される。

(3) 土日・祝日の利用

① 作業の受注状況等の事業運営上の理由から、平日以外に利用する必要がある場合

- ・事業所から所管の自治体に届出している特定する3ヶ月以上1年以内の期間において、利用日数の合計が原則の日数の総和の範囲内で利用可能(事業所は特例の適用となる月の前月15日までに届け出が必要)。
- ・この場合、特に原則の日数以上の支給決定は行わない。
- ・また、事業所が土日に開所しているからといって、原則の日数を超過する支給決定は原則行わない。

② 心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要がある等、特別な事情から必要な場合

- ・利用者の希望があり、事業所の受入が可能で、週6日以上の利用が適切であると認められる場合は、必要と認められる日数を支給決定できる(必要に応じて、サービス調整会議で検討することが望ましい)。
- ・区は必要な日数を支給決定すること。

【日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理について(平成18年9月28日付け障害発第 0928001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知】

(4) 利用時間帯：原則として、8時30分～17時

(5) 複数の日中活動系サービス(地域活動支援センターB、C、D型を含む)の利用

① 同日の利用：不可

② 別日の利用：利用者が強く希望し、効果的な支援が望め、事業者との調整ができる場合は可能

※ サービス調整会議の承認が必要。なお、日中活動系サービスにおける複数のサービス種類の併用については、標準利用期間の違いもあるため、その必要性を慎重に検討すること(例：就労移行支援と就労継続支援、生活介護と自立訓練、等)。

※ 施設入所支援利用者は複数サービス種類を併用できない。

※ 各サービスの支給日数の和が原則の日数を超えないこと。ただし、利用する曜日の関係で各サービスの最大日数の合計が原則の日数を超える場合を除く。

※ 同一サービスの複数事業所利用は、支援の必要性があれば利用可能。

(6) 訪問系サービス(居宅介護等)との併用

① 日中活動系サービスの利用時間帯(8:30～17:00)に、訪問系サービスを利用することは原則できない。ただし、利用者の心身の状況によって、同一時間帯にサービスを利用する必要がある場合は、区において認められた場合に利用することができる。

② 8:30～9:30、16:00～17:00 の時間帯において、事業所の事情等によりサービスを利用する必要がある場合は、利用可能。

(7) 居住系サービス(施設入所支援、共同生活援助)との併用

・施設入所支援利用者は、日中、施設障害福祉サービス(障害者支援施設において行われる生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型)を利用することを基本とする。そのため、原則的に他事業者が提供する日中活動系サービスを利用することはできない。特に、自立訓練又は就労移行支援を利用する者については、「入所させながら訓練等を行うことが効果的」又は「通所により訓練等を受けることが困難」であることを施設入所支援の支給要件としているため、他事業者が提供する日中活動系サービスは一切利用することができない。

・共同生活援助利用者は、必ずしも日中活動系サービスを併給する必要はなく、地域活動支援センター等の利用、一般就労あるいは終日グループホームで生活する場合もある。なお、利用する共同生活住居と併設

又は隣接する日中活動系サービス事業所等は原則、利用することはできない(第4章 I . 参照)。

(8) 一般就労との併用(アルバイト・パート等を含む)

基本的に利用は想定されないが、必要性がある場合で、次の2つを満たした場合に支給決定ができる。

- ① 一般就労先の企業において、障害福祉サービス事業所への通所が認められていること。
- ② サービス調整会議で承認を得ること。

(9) 介護保険との関係

介護保険対象者であっても、障害福祉サービス固有と認められる日中活動系サービスであれば利用することが出来る(生活介護についてはIII. 3参照)。ただし、介護保険適用の施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、等)に入所している者及び小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を利用している者は、日単位の包括的な報酬であることから、障害福祉サービスは一切利用できない。(第1章X. 及び各サービスの項目を参照。)

2. 就労系サービスの在宅における利用

就労移行支援及び就労継続支援については、在宅において利用する(以下「在宅利用」という。)ことが可能である。ただし、利用にあたっては本人及び事業所に一定の要件があり、慎重な判断を要するため、在宅利用については、サービス調整会議での承認を必須とする。

(1) 対象者の要件

原則、それぞれのサービス種類の対象要件と同様。ただし、利用形態の特殊性から次の点も満たすこと。

- ・ 通所が困難であることが前提であるため、「心身の状況から移動そのものに困難や危険を伴う」又は「移動そのものに問題はないが、自宅以外の場所での訓練や作業について、医療上またはADL上大きな制約がある。あるいは、障害や疾病により移動後の身体状況の変動が大きく、生活に大きく影響する」者であること ※「在宅における就労移行支援事業ハンドブック」より抜粋
- ・ 単に「一時的に通所が困難である」「サービス利用当初のならし期間として在宅利用から始めたい」等という理由でないこと
- ・ 在宅での訓練等を効果的に実施できる者であること(自己管理ができる者であること)
- ・ 就労移行支援の在宅利用は、基本的に在宅雇用による一般就労への移行を想定していること(結果的に、通勤による一般就労や在宅起業へ移行することを妨げるものではない)

(2) 事業所の状況及び利用方法

在宅利用については、対象者の要件を満たすだけでなく事業所側の体制、設備、訓練メニュー、ノウハウ等が整備されていることも必要である。そのため、利用方法を含めて必ず事業所へ直接、確認すること(必要に応じて書面による情報提供を受けること)。

(3) その他留意点

- ・ 通所による利用と同様に、暫定支給決定期間を伴う支給決定をすること(第1章VI. 参照)
- ・ 利用時間については、1. (4)に準じる
- ・ 在宅利用時間中は居宅介護等の訪問系サービスの利用は不可。同一時間帯に居宅介護等の支援が必要な場合には、在宅にて利用中の事業所の負担において、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所等からヘルパーを派遣することは可能だが、通常の生活において支援が不要な場合は(例:朝晩の排泄のみの居宅介護利用)対象外。ヘルパーの派遣を行った在宅にて就労支援等を行う事業所は加算が算定できる。

III. 生活介護

「生活介護」とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者につき、主として屋間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。(法第5条第7項)

(上記定める障害者は、)次条に規定する施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であって、常時介護を要するものとする。(規則第2条の4)

(上記定める施設は、)障害者支援施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。(規則第2条の5)

(上記定める便宜は、)厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援とする。(規則第2条の6)

1. 対象・要件

基本的要件は、地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者

- (1) 障害支援区分3(施設入所者は区分4)以上である者
- (2) 50歳以上の場合は障害支援区分2(施設入所者は区分3)以上である者
- (3) 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4(50歳以上の者は区分3)より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、サービス調整会議で承認を得た者
 - ① 平成24年4月1日時点で特定旧法施設を利用していた者
 - ② 平成24年4月1日以降に特定旧法施設に入所し、継続して入所している者
 - ③ 平成24年4月1日の改正児童福祉法施行時に障害児支援施設(指定医療機関を含む)に入所している者(生活介護児童移行対象者決定)
 - ④ 新規の入所希望者(障害支援区分1以上の者)

2. 支給決定

(1) 支給基準 : 23日(施設入所支援と併用する場合であっても支給日数は23日)

(2) 支給決定期間 : 3年(3回目の誕生月末)

※ 利用者負担の見直しは1年毎に行う。

3. 介護保険との関係

原則として介護保険のデイサービス等が優先されるが、次に該当する者は、生活介護を利用することができる。

(1) 介護保険対象者となる前から障害福祉サービスを利用しており、介護保険対象者となった以後も継続して当該事業所を利用することが適当であると認められる場合

(2) 障害固有の理由により、障害福祉サービスの生活介護が必要である場合

(3) 近隣に介護保険のデイサービス事業所等がなく、障害福祉サービスを使わざるを得ない場合

※ 40歳から64歳の第2号被保険者該当者の生活保護受給者(社保などに加入していないこと)は介護保険サービスを利用できないことになっているが、生活保護による介護保険のデイサービス等を介護扶助により利用することが可能である。この場合においても、上記に該当する者については、障害福祉サービスにより生活介護を利用することができる。

IV. 自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)

「自立訓練」とは、障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。(法第5条第12項)

(上記定める期間は、)次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。(規則第6条の6)

- 一 自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの(以下「自立訓練(機能訓練)」という。)1年6ヶ月間(頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあっては、3年間)
- 二 自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの(以下「自立訓練(生活訓練)」という。)2年間(長期間入院していたその他これに類する事由のある障害者にあっては、3年間)

(上記定める便宜は、)次の各号に掲げる訓練の区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。(規則第6条の7)

- 一 自立訓練(機能訓練) 障害者支援施設若しくはサービス事業所又は当該身体障害者の居宅において行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援
- 二 自立訓練(生活訓練) 障害者支援施設若しくはサービス事業所又は障害者の居宅において行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援

1. 自立訓練(機能訓練)

(1) 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持、回復等の支援が必要な者。
- ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持、回復等の支援が必要な者、等。

(2) 支給決定

- ① 支給基準 : 通所:23日
- ② 暫定支給決定 : 第1章VI. 参照
- ③ 標準利用期間 : 18ヶ月(通常)

36ヶ月(頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある者)

※支給決定期間は1年以内。

2. 自立訓練(生活訓練)

(1) 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持、向上等の支援が必要な者。
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持、向上等の支援が必要な者、等。

(2) 支給決定

- ① 支給基準 : 通所:23日(訪問:訪問開始日から起算して180日の間に50回を上限)
- ② 暫定支給決定 : 第1章VI. 参照
- ③ 標準利用期間 : 24ヶ月(通常)
: 36ヶ月(長期間、指定障害者支援施設等の入所施設に入所していた者、精神科病院等に入院していた者(入所・入院等の期間は概ね1年以上とするが、個別の状況によってはこの限りではない)、長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認

められる者、発達障害のある者、等、2年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者)

※支給決定期間は1年以内。

3. 宿泊型自立訓練

障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(1) 対象者

自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な者。

(2) 支給決定

① 支給基準 : 31日

② 暫定支給決定 : 第1章VI. 参照

③ 標準利用期間 : 24ヶ月 (通常) (※ 従前の3ヶ月ごとの更新は不要)

: 36ヶ月 (長期間、指定障害者支援施設等の入所施設に入所していた者、精神科病院等に入院していた者(入所・入院等の期間は概ね1年以上とするが、個別の状況によってはこの限りではない)、長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者、発達障害のある者、等、2年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者)

※支給決定期間は1年以内。

4. 介護保険との関係

障害者が共生型サービスの指定を受けた介護事業所に通つてサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象とする(3を除く)。(第1章X I. 参照)

V. 就労移行支援

「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。(法第5条第14項)

(上記定める期間は、)2年間とする。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的として次条に規定する便宜を供与する場合にあっては、3年又は5年とする(規則第6条の8)

(上記定める便宜は、)就労を希望する六十五歳未満の障害者又は六十五歳以上の障害者(六十五歳に達する前五年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、六十五歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。)であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援とする。(規則第6条の9)

1. 対象・要件

就職を希望する65歳未満の障害者であつて通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者。具体的には次のような例が挙げられる。※65歳未満とは、利用開始時点における年齢である

- (1) 就労を希望する65歳未満の者であつて、単独で就労することが困難であるため、就労に向けての支援が必要な者
- (2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又は灸師免許を取得することにより、就労を希望する者

2. 支給決定

- (1) 暫定支給決定：第1章VI. 参照

- (2) 標準利用期間：2年間(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年又は5年)。

ただし、支給決定期間は1年以内とし、標準利用期間の範囲内で更新する。一般就労後は、その時点で支給決定は終了となり、事業所による半年間の定着支援が実施される。

3. 介護保険との関係

介護保険に同種サービスはないので制限はないが、開始時の年齢制限(65歳未満)に注意すること。

4. 利用者負担

一般所得で利用者負担が発生している場合でも、市の独自加算により利用料は無料となる(食費等の実費を除く)。なお、市外事業所を利用する場合も本加算の対象である。

5. その他

- (1) 一般就労との併用については、原則として認めない。ただし、トライアル雇用や精神障害者ステップアップ雇用、通常の雇用とは別種で試用期間的雇用である場合には、その間、支給決定を続けて差し支えない(その間、事業所は1週間ごとの個別支援計画の見直しが義務付けられている)。
- (2) 一般就労している障害者が休職した場合の就労系障害福祉サービスの利用については、以下の条件をいずれも満たす場合には、利用可能。
 - ① 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合、又は困難である場合。
 - ② 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び主治医が、復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合。
 - ③ 休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サービスを実施することにより、より効果的かつ確実な復職につなげることが可能であると市町村が判断した場合。

なお、③にあるとおり、最終的には支給決定権者が利用の可否について判断するため、休職者が誰でも利用できるものではない。個別の状況が多彩であり、可否判断の基準は設けられないため、状況により判断をすること。

(3) 通勤訓練の実施

就労移行支援は就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う、一般就労を目的とした障害福祉サービスであるため、一般就労後には障害者自ら雇用された通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施する義務が、平成 30 年度から新設された。

VI. 就労継続支援

「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう（法第5条第14項）

（上記定める便宜は、）次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める便宜とする。（規則第6条の10）

- 一 就労継続支援A型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援
- 二 就労継続支援B型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

1. 就労継続支援A型

(1) 対象・要件

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能なである次の者

- ① 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

(2) 支給決定

- ① 暫定支給決定： 第1章VI. 参照
- ② 支給決定期間： 3年以内で更新（利用期間の定めはない）

※就労の機会の提供等だけでなく、利用者が自立した日常生活等を営むことができるよう支援することが求められるため、事業所へは利用者自らが通うことを基本としている。ただし、障害の程度や公共交通機関の状況等を勘案した上で、自主的な通所が可能と困難と考えられる場合については、送迎の対象とする。

(3) 利用者負担

他の就労系サービスと異なり、通常の所得区分の基準による。ただし、国制度により事業者負担で無料になる場合がある（事業者が事前に所管の自治体への届出が必要）。

(4) 支給決定に関する年齢要件の取扱い

専ら通常の事業所に雇用されることが困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能である者のうち65歳未満の障害者若しくは65歳以上のもの（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていたものに限る。）又は年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるもの

2. 就労継続支援B型

(1) 対象・要件

- ① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者
- ③ ①②に該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者

(2) 支給決定

- ① 暫定支給決定： 不要
- ② 支給決定期間： 50歳未満は1年以内、50歳以上は3年以内（利用者負担は1年毎に更新）

(3) 利用者負担

一般所得で利用者負担が発生している場合でも、市の独自加算により利用料は無料となる（食費等の実費を除く）。

3. 介護保険との関係

介護保険に同種サービスはないので制限はない。

VII. 就労定着支援

「就労定着支援」とは、就労に向けた支援として厚生労働省令で定めるものを受けた通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。(法第5条第15項)

(上記定める便宜は、) 障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生ずる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援とする。(厚生労働省令第28号、平成30年3月21日)

1. 支援内容

障害者との相談を通じて、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施する。

※利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行う。加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努める。

2. 対象・要件

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者で、当該就労が6月継続している障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題(生活リズム、体調の管理、給料の浪費等)が生じている者。

※病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者も含む。

※事業所を利用し就職した、通常の事業所を離職していたら対象外。

※事業所を利用し就職した、通常の事業所を離職した後に、事業所等を利用せず通常の事業所に再度就職した場合には、対象外。

3. 支給決定

支給決定期間：1年以内で更新(標準利用期間:3年間)

※標準利用期間を超えての利用については、一切認めない。

4. 利用者負担

通常の所得区分の基準による。

5. 就労定着支援と自立生活援助又は訪問型自立訓練(生活訓練)の併給について

- ① 就労定着支援は雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行うものであり、生活支援としては、生活リズム・生活習慣、衛生管理、健康管理・服薬管理などを行うことになる。このため、自立生活援助における支援内容の範囲をまかねることや、就労定着支援の利用者は一般企業に就職していることから、自立生活援助との併給は認めない。
- ② 就労定着支援の支援内容は、訪問型自立訓練(生活訓練)の相談援助の内容の範囲をまかねることや、一般企業に就職していることを踏まえれば、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないことから、訪問型自立訓練(生活訓練)との併給は認めない。

※他のサービスとの併給については、併給先サービスの取扱による。

VIII. 療養介護

「療養介護」とは、医療を要する障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものにつき、主として昼間において、病院その他の厚生労働省令で定める施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をいい、「療養介護医療」とは、療養介護のうち医療に係るものをいう（法第5条第6項）

（上記定める障害者は、）次条に規定する施設において、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものとする。（規則第2条の2）

（上記定める施設は、）病院とする。（規則第2条の3）

1. 対象・要件

病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障害者として、次に掲げる者

- ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、区分6の者
- ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、区分5以上の者
- ③ 旧重症心身障害児施設に入所したもの又は指定医療機関(旧児童福祉法第7条第6項に規定する医療機関をいう)に入院したものであって、平成24年4月1日以降療養介護事業所を利用する①、②以外の者

2. 支給決定

- (1) 基準支給量：31日
- (2) 日中活動部分として決定
※ 夜間ケアの部分は療養介護医療費の対象
- (3) 利用者負担において、医療型個別減免の対象

3. 介護保険との関係

介護保険にはないサービスであるため、重複はない。

※療養介護は介護保険適用除外施設のため、介護保険の被保険者は加入している医療保険者に対して申請すれば、介護保険料の納付義務が免除される。（第1章X. 参照）

4. 他のサービスとの併用

外出・外泊時に同行援護及び重度訪問介護を利用することは可能。

その他のサービスは併用できない。

IX. 自立生活援助

「自立生活援助」とは、施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者その他の厚生労働省令で定める障害者が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、厚生労働省令で定める期間にわたり、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める援助を行うことをいう。(法第5条第16項)

(上記便宜は、)定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問等の方法による障害者等に係る状況の把握、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等(法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。以下同じ。)、指定特定相談支援事業者(法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。)、医療機関等との連絡調整その他の障害者が居宅における自立した日常生活を営むために必要な援助とする。

1. 対象・要件

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院、福祉ホーム等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者(※)
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており(障害者同士で結婚している場合を含む)、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者(※)

※自立生活援助による支援が必要な者

- ・地域移行支援の対象要件に該当する障害者施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から、支援が必要と認められる場合
- ・人間関係や環境の変化等によって、一人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合(家族の死亡、入退院の繰返し等)
- ・その他、サービス調整会議により、その必要性を判断した上で適当と認められる場合

※具体的な対象者

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者
※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- ② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者
- ③ 精神科病院に入院していた精神障害者
- ④ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者
- ⑤ 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されていた障害者
- ⑥ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者
- ⑦ 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者

2. 利用期間

- ・障害者支援施設、グループホーム、精神科病院等から退所・退院した日から、1年間。

※利用期間終了後について、サービス調整会議においてその必要性を判断した上で適当と認められる場合には、更新を可能とする。

3. サービスの内容

- ・定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問
- ・相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握
- ・必要な情報の提供及び助言並びに相談

- ・関係機関(計画相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、医療機関等)との連絡調整
- ・その他の障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助

4. 他サービスとの関係

就労定着支援との併給については認めない。

※就労定着支援を参照

地域定着支援は、自立生活援助の支援内容を内包するため、併給は認めない。

第4章 介護・訓練等給付-居住系サービス

I. 共同生活援助(グループホーム)

「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。(法第5条第17項)

<以下の1~5については共通事項>

1. 対象・要件

身体障害者、知的障害者並びに精神障害者又は難病等対象者

※ 身体障害者で65歳以上の者については、65歳となる前に障害福祉サービス等を利用したことがある者に限る(「障害福祉サービス等を利用」には、地域活動支援センター、身体障害者手帳の交付及び障害基礎年金の受給等を含む)

※ 15歳以上18歳未満の障害児については、児童相談所長からの通知により障害者としてみなされた場合に限り、障害者と同様の手続きにより利用可能となる(児童福祉法第63条の2及び第63条の3)

2. 障害支援区分の認定について

原則、障害支援区分の認定を行う(日中サービス支援型については必須)。ただし、入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望しない障害者については、必ずしも障害支援区分の認定手続きを要さないが、本人の希望のみではなく、適切なアセスメント及びマネジメントにより、障害の種類及び程度その他の心身の状況等を勘案して要否を判断すること。なお、認定を受けなかった場合は障害支援区分を「非該当」とみなす。

※ ここでいう「介護の提供」とは、生活支援員又は受託居宅介護サービス事業所から提供されるものを指す。

3. 支給決定

(1) 標準支給量 : 31日

(2) 支給期間 : 3年間(ただし、障害支援区分の有効期間を超えない範囲)

(3) 体験利用の場合は、現に体験入居する期間及び日数(入退居日を含む)、また、連続30日かつ年間50日を限度とする。

(4) 日中活動系サービスと併給することを基本とする。ただし、一般就労、地域活動支援センター、介護保険デイサービス等の利用者については、この限りでない(日中活動系サービスとの併給については、第3章II.1.(7)参照)。

なお、入居する共同生活住居と併設又は隣接する日中活動系サービス事業所を利用することは原則できない。ただし、次の要件をすべて満たした場合は例外的に利用できる。

<要件>

① 通所利用時の年齢が原則、50歳以上であること

② 介護保険における要介護度がない(非該当である)こと又は介護保険対象者でないこと

③ 障害支援区分5以上であること

④ 送迎サービス等を利用して移動が困難又はこれに準ずる者

※ 利用者本人の身体状況による場合に限るものであり、事業所等の都合により送迎が出来ない場合は含まれない

⑤ 併設又は隣接する日中活動系サービス事業所の利用が必要不可欠であること

<留意点>

- ・本件において、日中活動系サービスに地域活動支援センター(B、C、D型)を含む。
- ・上記の要件については、期間更新等の機会に市町村が必ず確認すること。
- ・既に本取扱いの適用を受けている者が要件②に該当しなくなった場合、現在利用している日中活動系サービスに相当するサービスが介護保険の給付にある場合は当該給付が原則、優先される。ただし、障害特性等により当該給付が適さない場合はこの限りではない。

- ・要件③～⑤に該当しなくなった場合、継続利用の可否についてサービス調整会議に諮ること。

4. 利用時間

(1) 通所等をしている場合

平日は通所等をしている時間帯(通常8時30分から17時程度)を除く時間。土日祝日は終日。

(2) 通所等をしていない場合

平日、土日祝日とも終日。

5. 他のサービスとの関係

(1) 居宅介護、重度訪問介護(居宅)

① 共同生活住居での利用

共同生活援助は介護サービスも含むため、原則的には居宅介護及び重度訪問介護(以下この項において「居宅介護等」という。)の利用はできない(外部サービス利用型共同生活援助を除く)。ただし、次の要件のいずれも満たす場合は例外的に利用が可能。なお、川崎市では人員確保に関する独自の加算措置を講じているため、この場合においても重度訪問介護(居宅)のみ支給決定可能とする。

- ・障害支援区分4以上であること

- ・重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用要件に合致していることであること

- ・個別支援計画に位置付けられていること(写し等により確認)

- ・本府協議により認められること(新規利用の場合のみ)

※ この取扱いは平成33年3月31日までの時限措置であることに注意

② 実家等での利用

土日や長期休暇等で利用者が一時帰宅(帰省)する場合、通常は受け入れ体制が確保されていることが想定されるため原則、利用することはできない。やむを得ず利用が必要な場合は、区が要件を確認する。なお、利用する場合は、①と異なり、居宅介護も利用可能。

ただし、居宅介護等の利用日に共同生活援助事業所は一切の報酬(加算を含む。)を算定できない。

(2) 通院等介助、通院等乗降介助

次の要件のいずれも満たす場合、月2回を限度に利用可能。

- ・障害支援区分1以上であること

- ・慢性疾患等で医師の指示により定期的な通院が必要であること

- ・個別支援計画に位置付けられていること(写し等により確認)

※ 定期的な通院が要件であるため、突発的な通院については対象外

※ 障害に起因する定期通院は入居前から当然想定されていたものであるため対象外

(3) 移動系サービス(重度訪問介護(移動)、同行援護、行動援護、移動支援、等)

- ・共同生活援助は外出サービスを含まないため、利用可能である。

- ・重度訪問介護(移動)、同行援護又は行動援護で通院をする場合は(2)の扱いに準じる。

(4) 短期入所：原則、利用不可。

(5) 生活サポート事業：原則、利用不可。

(6) 日中一時支援事業

- ・日中短期入所：主としてレスパイト目的であるため原則、利用不可。

- ・障害児・者一時預かり：療育を含んだ支援であるため利用可。

(7) 地域移行支援

体験利用については目的の別により次の2通りあるため、支給決定にあたっては留意すること。

- ・共同生活援助の本利用を目的として行われる体験利用の場合は共同生活援助を支給決定する。

- ・施設入所や長期入院からの地域移行として、単身での生活を目的に行われる体験利用の場合は地域移行支

援を支給決定する(体験利用にかかる費用は地域移行支援事業者から委託費として支払われる)。

(8) 介護保険

デイサービス等といった、共同生活援助の内容と重複しないサービスについては利用可能である。なお、上記(1)から(3)について、介護保険に相当するサービスがある場合、そちらを優先的に利用すること。

また、65歳以上でも障害特性により支援が必要な場合は、共同生活援助の利用が可能。ただし、身体障害者については65歳以前に障害福祉サービス等を利用したことがある場合に限る。

6. 日中サービス支援型共同生活援助

日中サービス支援型共同生活援助は障害者の重度化・高齢化に対応するため平成30年4月に創設された。利用者のニーズに応じて、日常の介護はもとより、当該利用者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めることとされており、共同生活住居ごとに、昼夜を通じて1人以上の世話人又は生活支援員が配置される。

(1) 対象

日中サービス支援型共同生活援助の主な対象者は、重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用する事が困難な、常時介護を要する状態にある障害者(日によって利用することができない障害者を含む)であるが、共同生活援助の一類型であることから、障害支援区分による制限はない。

(2) 基本報酬について

日中サービス支援型共同生活援助は、日中を共同生活住居で過ごす場合と日中活動サービス等を利用する場合の2つの基本報酬を設けている。

(3) 日中活動系サービスの利用について

他の日中活動系サービスについて利用可能であり、利用者の意向に反して日中活動サービス等の利用が制限されることはない。

なお、日中に介護保険サービスや精神科デイ・ケア等を利用し、共同生活住居外で過ごすことも可能

(4) 計画相談支援事業所の決定について

日中サービス支援型共同生活援助の利用者に対する指定計画相談支援の提供については、適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者と指定計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましい。またモニタリング実施標準期間については他の類型の共同生活援助よりも短く3ヶ月間とする。

7. 外部サービス利用型共同生活援助

従来の共同生活援助においては、介護サービスを含めて事業所内でサービスが完結していたが、平成26年度の制度改正により、外部の居宅介護事業所からのヘルパー派遣で介護サービスを提供できる仕組みが創設された。

外部サービス利用型共同生活援助事業所として運営をするにあたり、受託居宅介護サービス事業者(外部の居宅介護事業者)と事前に委託契約を締結した上で、都道府県(政令指定都市を含む)へ届け出る必要がある。

当該外部サービス利用型共同生活援助事業者はアレンジメント(手配)のみを行い、介護サービスについては受託居宅介護事業所に委託する。なお、受託居宅介護事業所が提供する介護サービスを受託居宅介護サービスという。

(1) 受託居宅介護サービスの対象

対象者 : 障害支援区分2以上の者であり、外部サービス利用型共同生活援助の入居者。

対象サービス : 食事、排せつ、入浴、着替え等の身体介護に係るものに限る。

(2) 支給標準時間

障害支援区分	支給標準時間
区分 2	150 分／月
区分 3	600 分／月
区分 4	900 分／月
区分 5	1,300 分／月
区分 6	1,900 分／月

(3) 支給標準時間超過の扱い

支給標準時間については(3)を基本とするが、次のいずれかの場合は支給標準時間を超過した支給決定を行うこととして差し支えない。区が要件を確認する。

- ・利用する外部サービス利用型共同生活援助事業所において、本人以外に受託居宅介護サービスを受けてい る、若しくは、希望する者がいない場合
- ・利用する外部サービス利用型共同生活援助事業所において、受託居宅介護サービスを受けている、若しくは、 希望する者のすべてが障害支援区分2以下である場合
- ・障害支援区分4以上であって、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案を勘案した上 で、サービス調整会議にて承認を受けた場合

※ 共同生活住居単位でなく、事業所単位であることに注意すること

8. サテライト型住居

共同生活援助とは、戸建住宅や1つの集合住宅の複数室を利用し、共同生活をすることが原則だが、障害者の中には、より一人暮らしに近い形での生活を希望する者もおり、そのようなニーズに応えつつ、共同生活の趣旨も踏まえて創設された仕組みである。

本体住居(サテライト型住居以外の2人以上が入居する共同生活援助であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの)との密接な連携を前提として、当該本体住居の近隣アパート等の一室を利用し入居定員1人の住居を設定する。

(1) 利用対象者

早期に単身等の生活が可能であると認められる者。

※ 障害支援区分による制限はない

(2) 利用期間

原則3年を利用期限とする。ただし、3年を超える場合であっても、引き続き当該サテライト型住居を利用することで単身等の生活が具体的に見込まれる場合は、サービス調整会議での個別判断により延長して利用することが可能である。

(3) 移行後

単身等の生活へ移行するにあたり、利用していたサテライト型住居の賃貸借契約を事業者から本人に切り替えることでそのまま住み慣れた住居で生活し続けることも、事業者との調整により可能である。

II. 施設入所支援

「施設入所支援」とは、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。(法第5条第10項)

(上記便宜は、)次の各号のいずれかに該当する障害者に対して行う入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援とする。(規則第6条の5)

- 一 生活介護を受けている者
- 二 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型を受けている者であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難なもの

1. 対象・要件

(1) 原則的要件

- ① 生活介護を受けている者で障害支援区分4以上。50歳以上の場合は区分3以上。
- ② 自立訓練又は就労移行支援利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的である者又は地域の社会資源の状況等により、通所により訓練等を受けることが困難な者。
- ③ 障害支援区分が4(50歳以上の場合は区分3)より低い場合で、特定旧法施設から入所していく、継続して入所している者又は退所後再入所する者。
- ④ 平成24年4月1日現在で、障害児施設に入所している者(施設入所児童移行対象者決定のある者)。

(2) 例外的要件

以下、例外的な要件であるため、必要性を慎重に検討すること。

- ① 就労継続支援B型との組合せについては下記要件により利用可能とする。

ア サービス等利用計画の作成手続きを経ていること

イ サービス調整会議において利用の必要性の承認を得ていること

判断の視点として、地域の障害福祉サービスの提供体制の状況、その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等が受けられること。また入所による訓練が必要かつ効果的であること。

- ② 新規の入所希望者で、生活介護と施設入所の組み合わせについては区分1以上。

判断の視点として、地域の障害福祉サービスの提供体制の状況、その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等が受けられること。

2. 支給基準

31日。原則として日中活動系サービスと併せて支給決定する。

※ 施設入所支援は居住サービスであり、支給決定を受けている間はサービスを提供する障害者支援施設において生活することが前提であるため、31日未満の支給決定は、原則行わない。

3. 利用時間帯

日中活動系サービスの利用時間帯(通常8時30分～17時)を除いた時間帯。土日祝日は終日。なお、入院・外泊がある場合については、初日は実際に事業所を出る時間まで、戻ってくる日については該当日の実際に戻ってくる時間からとする。

4. 介護保険との関係

介護保険対象者であっても、次の対象基準に該当する者は、介護保険施設において適切なケアを受けられない可能性があるため、障害福祉サービスによる施設入所支援を利用することができます。

- (1) 介護保険対象者になる前から障害者支援施設に入所しており、介護保険対象者となった以後も継続して利用することが適當と認められる場合

(2) 障害固有の理由により、障害福祉サービスが必要な場合

- ① 重度の脳性麻痺、脊髄損傷等の全身性障害を有する者であって、重度の両上下肢のいずれにも障害が認められる者（廃用性症候群は含まない）
- ② 重度の視覚障害、聴覚障害、内部障害又は知的障害を有する者

※施設入所支援を提供する障害者支援施設は介護保険適用除外施設のため、介護保険の被保険者は加入している医療保険者に対して申請すれば、介護保険料の納付義務が免除される。（第1章X参照）

第5章 地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟なサービスの提供を行うための事業。移動支援事業、生活サポート事業、日中一時支援事業については、介護・訓練等給付と総合的にサービス利用計画に位置づけて支給決定し、受給者証の中に記載される。

上限額については、移動支援(移動支援事業)、生活サポート事業(生活サポート・障害児重度訪問支援)、日中短期入所、障害児者一時預かりについては、法内サービス及び児童福祉法と利用負担上限額を同一にする(請求システムによる上限管理)。

この場合、利用者負担額の優先順位は、法内サービス及び児童福祉法が先である(法の中での上限管理は別途)。また、地域生活支援事業の中での優先順位は、請求を行った順番による。

地域生活支援事業は計画相談支援の対象外である。そのため、地域生活支援事業のみ新規決定や変更決定する際に合わせて計画相談支援の支給決定を行うことはできないので注意すること。

I. 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害児・者が円滑に外出できるよう移動の支援を行う。地域での自立生活や社会参加の促進を目的とする。

1. 対象・要件

障害支援区分1以上で、次のいずれかに該当する者

(1) 身体障害者

① 重度の視覚障害(原則として身体障害者手帳1・2級。ただし、移動支援は原則利用不可。同じ外出目的の場合は同行援護を利用すること)

② 脳性麻痺等の全身性障害者等で、車椅子常用の者

(2) 知的障害者

(3) 精神障害者

(4) 難病患者等であって、単独での移動が困難な者

(5) 障害児(別途要件有り)

(6) (1)～(5)と同等と認められる者

2. 類型

外出の内容により次の類型がある。

名 称	外出の内容	支給基準	支援の型	
			個別	グループ ^o
1 移動支援	社会生活上不可欠な外出、余暇活動、社会的活動のための外出	40 時間	●	●
2 通学・通所支援	学校や施設への通学・通所	46 回	●	×
3 ふれあいガイド企画型	事業者が企画した非営利事業への参加			集団支援

名 称	利用者負担	負担上限月額	川崎市地域生活支援事業に 係る高額サービス費
1 移動支援	10% (※)	●(上限管理実施)	●
2 通学・通所支援	10% 又は 50% (※)	×(同一にしない)	×
3 ふれあいガイド企画型	8% (※)	×(同一にしない)	

(※)生活保護世帯・非課税世帯は負担なし。

3. 報酬単位

(1) 移動支援

個別支援		グループ支援	
サービス提供	報酬単価	サービス提供形態及び時間	報酬単価
30分以内	104単位	介助者1人に利用者2人の場合(1時間)	90単位
30分超1時間以内	195単位	介助者1人に利用者3人の場合(1時間)	70単位
1時間超1時間30分以内	273単位	介助者1人に利用者4人の場合(1時間)	60単位
1時間30分超2時間以内	343単位		
2時間超2時間30分以内	413単位		
2時間30分超3時間以内	483単位		
所要時間3時間超の場合 (※報酬単価設定は「7時間(以上)<1113単位>まで)	483単位	所要時間1時間以上の場合 1時間の報酬単価に所要時間から計算して30分を増すごとに70単位を加算した単位数 (※報酬単価設定は「7時間(以上)」まで)	

(2) 通学・通所支援

1回のサービス提供が1時間以内	100単位/回
1回のサービス提供が1時間超1時間30分以内	150単位/回
1回のサービス提供が1時間30分超2時間以内	200単位/回

(3) ふれあいガイド(企画型)

半日	120単位/回
1日	240単位/回

4. 類型別の内容及び留意点

(1) 移動支援

① 外出目的

- 社会生活上必要不可欠な外出(官公庁や金融機関での手続・生活費の出納、生活必需品の買い物、冠婚葬祭、公的行事への参加、突発的な通院)
- 余暇活動や社会参加のための外出(外食、買い物、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、観劇、就職活動等)

② 支給基準 : 1ヶ月あたり最大40時間

③ 利用者負担 : 10%(介護給付・訓練等給付費と上限額を同一にする)

④ 他サービスとの関係

- 行動援護・重度訪問介護・同行援護との関係

行動援護・重度訪問介護・同行援護の介護給付対象者は、外出を目的とするサービス内容(社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動や社会参加のための外出等)が重複するため移動支援は利用できない。

・介護保険との関係

外出目的が介護保険と重複する場合は、介護保険優先のため、原則として支給できない。

・居宅介護(身体介護)

移動支援の前後2時間未満に身体介護(排せつ、食事、着脱、入浴)を算定することは不可。当該時間については移動支援の対象とする。なお、事業所は移動支援の報酬に身体介護加算を上乗せして請求する。

⑤ その他留意事項

ア 移動に伴う身体介護加算について

外出に伴う身体介護及び行動にかかる介護を実施したときは次により身体介護加算をそれぞれ算定できる。加算は各々1回の利用あたり2時間(30分単位)までとし、実施した実績に応じて事業者が請求時に算定する(介護職員初任者以上の研修修了者でない場合は、50%減算対象)。

- 身体介護加算I : 身体介護(排せつ、食事、衣類着脱、入浴)を実施した場合

- ・身体介護加算Ⅱ：行動にかかる介護(予防的対応、制御的対応)を実施した場合

イ 外出の交通手段

- ・車両等を利用して外出する場合は、公共交通機関を利用する外出を対象とし、事業者が提供する車両等による外出は対象としない(要綱第5条ただし書きのとおり。移動支援は人に対する人による支援であり、移動手段ではない点に留意)。
- ・ヘルパーの自家用車を利用しての移動は不可。ヘルパーが運転する場合は福祉有償運送車両であれば可能であるが、運転中はサービスの対象外(通院等乗降介助と同様)。

ウ 外出に伴う経費

外出に伴う交通費、チケット代、入場料等は利用者に負担を求めることができる。ただし、事業者の食事代を利用者に負担させることは原則できない(席料や飲食を伴うことを必須とする状況(1ドリンク制のイベント、ディナーショー等)での支援は利用者了解の下に負担を求めることができる)。

エ 支援場所

目的地のみの支援は不可(目的地での行動のみヘルパーが支援することは認めない)。

⑥ 障害児の移動支援利用

学齢児以上が対象、乳幼児は原則対象外。障害児区分は問わない。社会通念上適当と認められる範囲で支給することとし、障害児の状況を勘案しつつ、一般的な家庭における生活状況と乖離しないよう、慎重に支給内容を検討する必要がある。

ア 小中学生

保護者だけでのコントロールが困難な場合(体重が著しく重い場合、行動障害が激しい場合等)に保護者が付き添って利用することを原則とするが、次の場合は単独利用可能。)

(ア) 保護者等が就労していて養育できない時間帯で、障害児タイムケア事業、わくわくプラザ等の放課後における支援を利用できない場合。

(イ) 保護者等の疾病、他の家族の介護等により、付き添い利用ができない場合。

イ 中学卒業後の4月以降： 単独利用可能(保護者の状況を問わない)

(2) 通学・通所支援

利用者本人が単独での移動が困難で、かつ通学・通所の手段が他にないことを前提に、次のいずれか1つに該当する場合は通学・通所支援を利用できる。なお、乳幼児の場合は一般家庭でも送迎を行う必要があるため利用は学齢児以上とする。また、自己負担率はア～ウを10%、エを50%とする。

ア 主たる介護者(保護者又は扶養義務関係者)の疾病・出産等

イ 主たる介護者以外の扶養義務関係者の介護等により付き添うことができない

ウ 主たる介護者が、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事情により付き添うことができない

エ 障害児の通学支援において、保護者の都合上(新たに就労を開始するなど)により付き添うことができない

の場合において、利用者本人が単独での通学・通所が困難な時に利用可能。なお、利用は学齢児以上に限る(乳幼児の場合、一般家庭でも送迎を行いう必要があるため)。

なお、ア～ウの自己負担率は10%、エの自己負担率は50%である。

①開始・終了場所は居宅と通学・通所先である。児童の場合、帰路に障害児タイムケア事業、わくわくプラザ等から自宅までの利用は可能。

② 支給基準： 1ヶ月あたり46回(1日2回まで、23日分)

③ 利用者負担： 10%又は50%

④ 負担上限月額 10,000円(介護給付・訓練等給付費及び他の地域生活支援事業費と上限管理を別にする)。なお、生活保護世帯及び非課税世帯(低所得1・2)は負担割合に係わらず0円))

(3) ふれあいガイド(企画型)

一定の条件下において、事業者が企画する事業について制度対象としたサービス。当該事業は、「川崎市障害児・者移動支援事業実施要領」第6条の規定により企画型外出指定事業として、事業者が当該事業ごと

に指定を受ける。

- ① 障害者手帳を所持していない児童も特別支援学校や特別支援学級の在籍をもって対象者として扱う。
- ② サービスは居宅への送迎と企画事業中の支援を対象とする。そのため、企画事業実施地まで他の移動サービスを利用することは出来ない。
- ③ 支給決定
 - ・ 支給量：1日を1回として算定(半日で終了しても1日とみなす)し、1ヶ月あたりの回数で決定。なお、請求は半日単位で行うことが出来る。
- ④ 期間：初回利用日から最終利用日まで
- ⑤ 利用者負担：8%

II. 生活サポート事業

日常生活上の支援、家事に関する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図る事業。

1. 制度類型、対象・要件

通称名 (要綱上の名称)	主な内容	対象・要件	支給基準
あんしんサポート (生活支援)	居宅及び居宅周辺における相談支援、見守り、重度視覚障害者への代読代筆	・重度訪問介護、介護保険対象者は原則対象外(重度視覚障害者を除く)	1ヶ月 23時間
生活サポート (家事援助等)	家事、外出支援、見守りを一体的に提供	・知的障害者又は精神障害者であって日常生活で支援の必要性がある者が対象 ・障害児は対象外	1ヶ月 15時間
ファミリーサポート (家庭支援)	家族に対する障害児の養育に関する相談支援	・障害児がいる世帯で、当該児童が小学校入学後6ヶ月までの間に地域療育センターが必要性を認めたもの	週1~3回
障害児重度訪問支援	重度の肢体不自由児の身体介護、見守り支援	・常時介護を要する12歳から15歳までの四肢全てに麻痺がある重度の肢体不自由児であり、かつ、①人工呼吸器による呼吸管理を行っているもの、②最重度の知的障害のあるもの、のいずれかに該当し、保護者等が疾病等の理由で付き添えない者が対象	1ヶ月 248時間

通称名	利用者負担	負担上限月額	川崎市地域生活支援事業に係る高額サービス費
あんしんサポート	5% (※)	× (同一にしない)	×
生活サポート	10% (※)	● (上限管理実施)	●
ファミリーサポート	10% (※)	× (同一にしない)	×
障害児重度訪問支援	10% (※)	● (上限管理実施)	●

(※)生活保護世帯・非課税世帯は負担なし。

2. 報酬単位

あんしんサポート	生活サポート
100 単位／時間 (5 時間以上の場合は 500 単位)	居宅介護（家事援助）と同じ（30 分を最小単位とする。1 日 3 時間を上限）

ファミリーサポート	障害児重度訪問支援
概ね週 1 回支援 1,350 単位／月	
概ね週 2 回支援 2,700 単位／月	重度訪問介護と同じ（移動介護は対象外）
概ね週 3 回支援 4,050 単位／月	

3. 類型別の内容及び留意点

(1) あんしんサポート

- ① 居宅及び居宅周辺における見守り、声掛け、居宅における相談支援を行う。知人宅や事業所の提供

する場所での提供は出来ない。居宅周辺における見守りを行う場合、目的(地)を定めない散歩程度に限り対応可。

② 介護保険との関係:当制度と同類のサービス内容のもの(要介護者生活支援ヘルパー派遣事業)があるため、介護保険対象者は当制度を利用できない。重度の視覚障害者については代読・代筆に限り利用可能とする。

③ 重度の視覚障害者に対する代読・代筆

原則として単身又は障害者のみ(同居家族からの支援が受けられない)の世帯で、他の者から支援が受けられない場合に利用可。居宅介護では対応できない日常生活に必要なもの以外(私的 lý doによるもの)の代読・代筆が対象(日常生活に必要なものについては居宅介護で対象とする。ただし、居宅介護は代読・代筆のみの利用が出来ないため、居宅介護を利用できない場合や居宅介護利用中に他の支援と一緒に提供されない場合は、当制度での支給決定を可とする)。

④ 支給決定

1時間単位とする。

⑤ 請求

1時間を単位とする。

⑥ 利用者負担

5% (介護給付・訓練等給付費と上限額を同一にしない)

⑦ 障害児のあんしんサポート利用

・学齢児以上が対象、障害児区分は問わない。

・第6章-4 移動支援事業「⑩障害児の移動支援利用」に準ずる。保護者が付き添って利用することが原則であり、支給決定においては保護者不在時の見守りを目的とした制度ではない点に留意すること。

(2) 生活サポート

家事援助(居宅における調理、衣類洗濯・補修、掃除・整理整頓、生活必需品買い物、関係機関との連絡等)、移動支援(日常生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出)、あんしんサポート(居宅及びその周辺における相談支援、声かけ・見守り等)を総合的に提供するサービス。居宅又はその周辺以外の場所で行うことはできない。

① 他法制度が優先であるため、居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、移動支援、あんしんサポート、介護保険等が利用できる場合は利用できない(実質的には障害支援区分が非該当の者のみが利用する制度である)

② 支給基準

1ヶ月あたり15時間(支給基準を上回る場合は、サービス調整会議において計画の妥当性を検証の上、必要に応じて修正し、支給決定できる)

③ 支給決定

30分単位とする。

④ 利用者負担 : 10% (介護給付・訓練等給付費と上限額を同一にする)

⑤ 障害児の生活サポート利用

居宅介護に準じる(障害児への家事援助は原則不可とする)。

(3) ファミリーサポート

保護者等家族に対して障害児の養育に関する相談支援を行うもの。当該制度のみ、利用者本人への支援ではなく、世帯全体に対する支援制度である。

① 利用要件 : 次の事項を全て満たしていること。

- ・市内に居住する障害児で、小学校入学後6月間が経過するまでのもので障害児区分1以上(ADL自立の場合、心理判定において知能指数75以下(自閉症の場合は91以下)を原則とし、それ以上の場合は、発達障害等の臨床像に相当することが確認できること)であること
- ・養育に関する課題により、著しく家庭内が混乱していること
- ・療育センターで2回以上の面接と 1 回以上の家庭訪問による支援を行った結果、少なくとも6月

間にわたり、週1回以上の訪問による家庭における相談支援が必要と認められたこと(単発利用や、保険的利用(支援が必要かどうか決めきれないが念のため利用と言ったもの)は不可)。

- ② 保護者が不在の時には利用できない。
- ③ 支給基準：週あたりの支援回数により、家庭支援(1)から(3)に分類する。
- ④ 支給決定にあたっては、療育センターによるアセスメント等が必要である。詳細はファミリーサポート実施要領を参考のこと。
- ⑤ 利用者負担
10%(介護給付・訓練等給付費と上限額を同一にしない)

(4) 障害児重度訪問支援

重度の肢体不自由児であって常時介護を有する者に対して、居宅介護における身体介護、見守り支援を行う。

- ① 対象者：次の要件を全て満たすこと
 - ・12歳から15歳までの障害児
 - ・保護者が疾病等により当該障害児に付き添ってサービスを利用することができない者、又は、家族等の支援によって物理的に代替できない者
 - ・意思疎通を図ることに著しい支障があるものであって、障害支援区分6に相当する心身の状態であり、四肢全てに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にあるもののうち、次のいずれかに該当するものであること
 - ・人工呼吸器による呼吸管理を行っているもの
 - ・最重度の知的障害のあるもの
- ② 重度訪問介護若しくは重度障害者等包括支援の支給決定がある者は利用不可
- ③ 支給決定：重度訪問介護に準じる。
- ④ 利用者負担：10%(介護給付・訓練等給付費と上限額を同一にする)

III. 日中一時支援事業

介護者の疾病等により居宅における介護が一時的に困難になった場合に、一時的に事業所において介護を行う(日中短期入所)。又は日常生活の基本的動作の習得や、集団生活への適応を目的とした指導や訓練を行う事業(障害児・者一時預かり)。

1. 対象・要件

市内に居住する障害児・者(乳幼児も利用可)。

利用者負担等の要件は以下のとおり。

事業名	利用者負担	負担上限月額	川崎市地域生活支援事業 に係る高額サービス費
日中短期入所 障害児・者一時預かり	10%(※)	●(上限管理実施)	●

(※)生活保護世帯・非課税世帯は負担なし。

2. 報酬単位

(1) 日中短期入所

日中短期入所				
障害支援区分等	サービス提供時間	サービス費用(単位)		
障害者	区分6	4時間以下	223	
		4時間から8時間以下	445	
		8時間を越える場合	668	
	区分5	4時間以下	189	
		4時間から8時間以下	379	
		8時間を越える場合	568	
	区分4	4時間以下	156	
		4時間から8時間以下	312	
		8時間を越える場合	468	
障害児	区分3	4時間以下	141	
		4時間から8時間以下	281	
		8時間を越える場合	422	
	区分2	4時間以下	123	
		4時間から8時間以下	245	
		8時間を越える場合	368	
	区分1	4時間以下	123	
		4時間から8時間以下	245	
		8時間を越える場合	368	
重症心身障害児者	区分3	4時間以下	189	
		4時間から8時間以下	379	
		8時間を越える場合	568	
	区分2	4時間以下	148	
		4時間から8時間以下	297	
		8時間を越える場合	445	
	区分1	4時間以下	123	
		4時間から8時間以下	245	
		8時間を越える場合	368	
		4時間以下	650	
		4時間から8時間以下	1300	
		8時間を越える場合	1950	

加算の種類	算定基準	サービス費用
定率加算	上記報酬の10%を加算	上記サービス費用の10%
行動障害加算	障害支援区分が3(要介護2)以上で、かつ認定調査項目のうち行動関連項目(9項目)の合計点数が6点以上あるものを受け入れた場合に加算(ただし、重症心身障害児を除く)	3,920円 (1回につき)
重複障害加算	知的障害者であり、かつ身体障害者手帳1級又は2級を所持している利用者を受け入れた場合に加算(ただし、重症心身障害児者を除く)	2,970円 (1回につき)
食事指導加算	生活支援員による食事中の見守りや指導を行う体制を整えている施設・事業所の全利用者に対して加算(当面の間の経過措置)	250円 (1回につき)
重度障害加算	重複障害加算の対象者で、身体障害者手帳1種1級(上下肢障害、体幹機能障害及び運動機能障害に限る。)を所持し障害支援区分5及び6の利用者を受け入れた場合に加算	1,650円 (1回につき)
入浴加算	入浴サービスの提供がサービス利用計画などに位置付けられている利用者について加算	400円 (1回につき)

※市内事業者に限る

(2) 障害児・者一時預かり

障害児者一時預かり	
4時間以下	523単位／回
4時間超 6時間以下	698単位／回
6時間超	756単位／回

加算の種類	算定基準	サービス費用
送迎加算	居宅又は日中活動系事業所と当制度サービス提供事業所との送迎を行った場合に加算	54単位 (1回につき)
欠席時対応加算	利用予定日の当日・是全日・前々日に利用者の都合で急遽キャンセルした際に、家族との連絡調整・状況記録・次回利用に関する勧奨等の相談を行った場合に加算	94単位 (1回につき。月4回まで算定可)
初回加算	当該事業所を利用開始してから30日以内の期間に加算	30単位 (1日につき)
家庭連携加算	計画に基づき、事前に支給決定者等の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合(同一日に一時預かりサービスを利用する場合は算定不可)	所要時間1時間未満 187単位 所要時間1時間以上 280単位 (1回につき。月4回まで算定可)
指導員加配加算	支援強化のために、人員配置基準よりも1人以上指導員を加配している場合	1日の受け入れが10人以下 193卖位 1日の受け入れ場11人以上 129卖位 (1日につき)
行動障害加算	重度の行動障害を有する者を預かった場合(課税世帯でも利用者負担無し)	2,610円 (1回あたり)

3. 類型及び留意点

(1) 日中短期入所

短期入所の指定を受けた施設又はそれに準じる事業所において実施する、宿泊を伴わない短期入所。

- ① 支給量：1ヶ月あたり7日(増量については短期入所(第3章V.)に準じる)
- ② 障害支援区分が必要。障害児も5領域11項目による障害児区分を決定する。
- ③ 日中活動系サービスに係る指定障害福祉サービス等を利用した場合、同一日において利用できない。ただし、居宅から指定障害福祉サービス事業所等に通って日中活動系サービスを受けている者が、居宅において介護を行う者の事情により、同日に引き続き日中短期入所を利用する場合等、やむを得ない事由が認められる場合にあっては、利用可。請求時には、4時間以下の所定単位数に100分の80を乗じて得た単位数を算定することができる。また、行動障害加算・重複障害加算・重度障害加算については、所定のサービス費用に100分の25を乗じて得た費用を算定することができる。ただし同一法人内で日中活動系サービスを受けている場合には算定できない(食事指導加算を除く)。
- ④ 利用者負担：10%(介護給付・訓練等給付費と上限額を同一にする)

(2) 障害児・者一時預かり

日常生活の基本動作や集団適応の指導、訓練等を目的とした支援。

- ① 支給量：1ヶ月あたりの必要量を回数で決定できるが、障害児通所支援などの他制度における支給決定を勘案のうえ、障害児・者への指導・訓練が認められる範囲内での支給決定とすること。
- ② 障害支援区分がなくても決定できる。
- ③ 日中活動系サービスに係る指定障害福祉サービス等を利用した場合、同一日において利用できない。ただし、居宅から指定障害福祉サービス事業所等に通って日中活動系サービスを受けている者が、居宅において介護を行う者の事情により、同日に引き続き障害児・者一時預かりを利用する場合等、やむを得ない事由が認められる場合にあっては、利用可。請求時には、4時間以下の所定単位数に100分の80を乗じて得た単位数を算定することができる。
- ④ 当制度は指導・訓練が提供されることを前提としていることから、個別支援計画に準じた計画の作成を事業者に求めている。計画を作成しない場合は、所定単位数に100分の80を乗じて得た単位数を算定する。
- ⑤ 利用者負担：10%(介護給付・訓練等給付費と上限額を同一にする)
- ⑥ 特例事業所：生活介護事業所の営業時間後に当該事業を指定する場合(特例事業所指定)、対象者は障害者となる(既存の障害児・者一時預かり事業所は引き続き障害児・者の利用が可能)。